

明治用水讀本

—— のびゆく農村 ——

明治用水
讀本

愛知県教育文化研究所編

愛知県教育文化研究所編



復刻版の刊行にあたって

一八八〇年に明治用水が通水されると、水の乏しかった碧海台地は優良農業地帯へと姿を変え、安城を中心に『日本デンマーク』と謳われる日本屈指の農業先進地として全国にその名を馳せました。

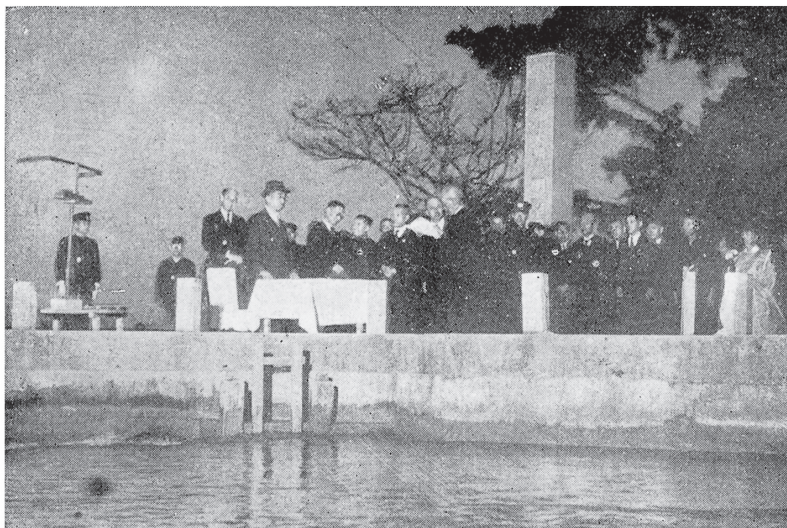
昭和二十五年十二月に刊行されました『明治用水讀本』は、明治用水によって台地が拓かれる以前の農民の生活様式に始まり、用水開削と先人達の活躍、地域発展の経緯や課題に至るまで当時の視点から大変興味深く考察されています。明治用水が築いた地域の歴史を読み解く上で後世に遺したい一冊ではありますが、初刊以降七十有余年が経過しており、残部もないのが現状でした。

そこでこの度、愛知県総合教育センターのご協力のもと、ここに復刻版を刊行することになりました。本書で先人の偉業と地域発展に導いた明治用水の足跡をたどりながら、今だからこそ見えてくる時代の背景を知り、これからの明治用水の在り方や地域貢献についても考える機会となることを願い、復刻のことばといたします。

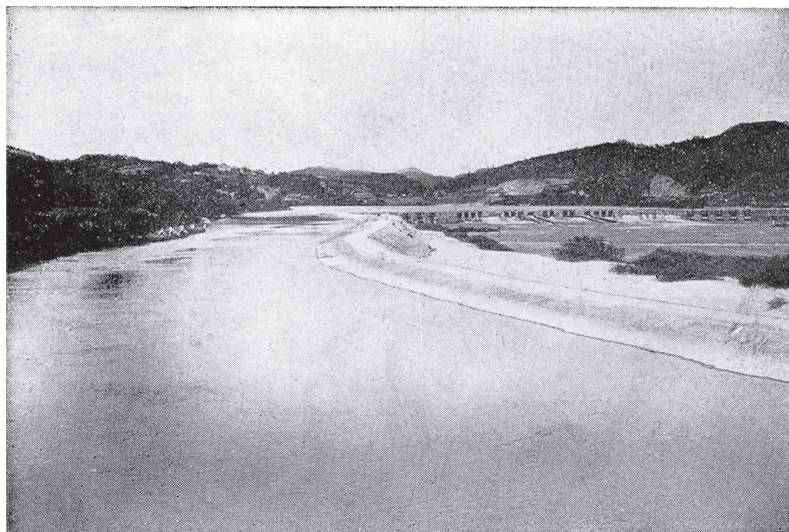
令和三年十一月

明治用水土地改良区理事長

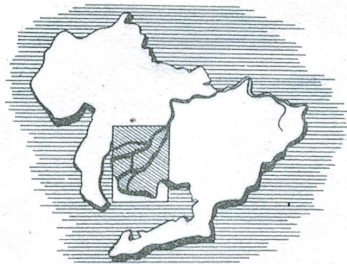
杉 浦 正 行



昭和二十一年十月 天皇陛下明治用水ご視察・概要をおききのところ



明治用水本流（加茂郡舉母町大字今）



序

治水は人類の安住と文化とを培養するものであつて、このため有史以來の諸民族諸国家は幾多の困難を克服しつゝ、営々として治水の業をなし、その成否を彼らの興亡に賭けて來たのであります。

明治用水が西三河一帯の地を拓いてその生産力を揚げ、かくて生活の豊厚性と文化の進暢性とを識らぬ間に揺り覺ましていることは実に大いなる驚きであります。

われわれはこの治水を成した人々に深い敬意を表さなければならぬ。そしてその効果の及ぶところを明かにして、この利を感謝しこの功に賛同する人々と共に、われわれはこれを世に示すことを光輝ある義務としなければならぬのであります。

昭和二十五年十二月

愛知県教育文化研究所長

早 川 甚 三

序

この度安城明治用水普通水利組合の意図により、愛知県教育文化研究所の手によつて「明治用水読本」が刊行されることになった。さきに昨年十月上郷村郷土偉人伊予田与八郎顕彰会長野田鋏一郎氏から県教育委員会宛、都築彌厚翁事蹟顕彰に関する出願があり、さらに又ほとんど時を同じくして碧海郡安城町長大見爲次氏から明治用水開さく功労者事蹟について、県下小中学校児童生徒の使用教科書中に教材として採用方の出願があつたので、教育文化研究所は県教育委員会の命によりこの問題の研究することになった。当時私は研究所に在職していたので所員の人達といろいろ検討の結果、教科書に教材として採り入れることは早急に出来かねることであるので、「明治用水読本」を編纂して、小中高校の児童生徒の社会科学参考資料に供しようということになり、安城町の明治用水普通水利組合を事業の主体として読本編纂の事を進めることになった。なおこの水利組合は、かねて「明治用水沿革史」編纂の意図を有していたが、この雄大な事業は幸にも名古屋大学文学部国史研究室が非常な熱意をもつて快く事に当られることになり、目下

着々進行中であり、この「明治用水読本」編纂の際も種々の方面に亘つて援助せられる所が少くなかつた。

かくて研究所は、その後早川現所長のもと、よく研究調査を進められ、更に地元の郷土研究家諸氏の絶大なる協力を得て、こゝに本冊子の刊行を見るに至つたことは欣快にたえない。なる程これは小冊子ではあるが、小冊子必ずしも存在意義が小さいとは限るまい。願わくば現在並に將來の青少年が郷土偉人の業績の眞実を知り、あるいは科学的知識態度に何物かを加え、あるいは精神的に鼓舞激励を感得されることに若干でも貢献し得ればわれわれ関係者の大きな喜びであり幸である。

最後に明治用水普通水利組合関係の方々の、かかる文化事業に対して示された深い理解と熱意に対し心から敬意を表する次第である。

昭和二十五年十二月

愛知県教育委員会事務局

学校教育部指導課長

平 手 信 之

日本農村近代化の途は、さき一九四五年に、土地改革を中核とする農業民主化の指令を受けてからこのかた、戦後の悪条件のもととはいえ、著しく開けて来た。一九四九年に至り、土地改良法が制定されて、その質的充実が期待されている。明治用水普通水利組合は、この法令の実施を記念して、ただちに「明治用水史誌」編纂の計画を立て、新法令によつて組合が再出発する日を限つて、その完成を期し、目下その事業を進めている。

私は、愛知県教育文化研究所の前所長平手信之氏から、「明治用水史誌」の企画にあたることを勧められたが、かねて明治用水が西三河の農村発達に貢献した輝かしい実績を聞き及んでおり、また、戦後千葉県の郷里において、農業協同組合の創立や、農村青年運動や、地力査定から供出割当などのことにたずさわリ、農村問題には深い関心をもっているので、よろこんでこれをお引受けした。そこで、名古屋大学文学部史学科の同僚諸君とはかり、国史学・考古学・地理学の研究室から、それぞれ専門研究者の参加を得て、総合的共同研究の組織をつくり、組合員をはじめ地元各位の熱心なる協力のもとに、今

春以来、資料の蒐集や実地調査に着手している。

さきに「明治用水史誌」の計画について、組合のお招きにより、はじめて相談にあずかつてから、ちようど一年になる。その時、別に「明治用水読本」刊行の事が議にのほり、県教育文化研究所が、その編纂にあたることになった。時の研究所長平手氏は、久しく明治用水の中心地安城において育英の任にあり、去つてのちも、ますます地方の信望があつた人である。郷土偉人の事績を顕彰したいと熱望する地元の声にこたえ、かつ広く県下青少年学徒の郷土研究資料に備えるため、進んでこの計画を立てられたのである。

明治用水は、その由来が古く、規模も大きく、実績も挙がつていて、広く日本農村の全視野から見れば、過去においても、また現在においても、多くの重要な課題を担つてゐる。「明治用水史誌」には、学術的専門の立場から基礎的諸問題を検討して、用水の歴史的位置を究明するとともに、現実の問題把握およびその解決に寄与し、将来の発展的契機を示唆することが要請されている。そのためには、必要に応じて、調査ならびに研究の報告をも逐次刊行することになつてはいるが、史誌そのものの完成は、一九五二年の夏を待たなければならない。したがつて、いま、本書「明治用水読本」が、予定のと

おり、県教育文化研究所の御尽力で、まず刊行のはこびになつたことは、まことによるこびにたえない。

本書の編纂も、今年の春に着手され、その担当者諸君が、私どもの「明治用水史誌」の共同調査に参加し、たがいに資料の交換や問題の検討を行つたことなどもあるが、わずか半年にして原稿の完成を見たのは、県教育文化研究所員各位の精進もさることながら、現に地元の中等学校で子弟の教育にあたつてゐる諸君が、多年研究を重ねて来た業績をたずさえて、終始協力をおしまなかつたことに負うところが大きいにちがいない。私は、過去二十余年にわたつて、各種の編纂事業に苦心した経験をもつてゐるが、いま本書の組版ができ上つて序をもとめられるにあたり、その内容を通覧して、執筆者諸君の努力がただならぬことを察するとともに、その郷土研究成果の蓄積が豊かなことに敬服しないではいられない。

ただ、本書は、ひたすら完成の時期を急いだためか、その内容が、青少年学徒向としては、いささか程度が高く、また、執筆者の間に連絡をかいてゐるきらいがないではない。しかし、本書が、必ずしも青少年学徒にとどまらず、広く一般社会人の読者に迎えられるて、

ただに明治用水に対する認識を深めるだけではなく、郷土先人の功績を追慕し顕彰することに寄与するところがあるならば、一面その刊行の意図にかなうであろう。ことに、私は、農村民主化の残された課題を解決すべき責任を負つて、来るべき世代を担う諸君が、何ものかを本書から読みとつて、明日の建設のために活用するよう望んでやまない。本書の価値は、むしろこのような読者によつて、眞に発揮されるものと信じるからである。私は、ここに、本書が刊行されるよろこびを述べるにあたり、同じく明治用水普通水利組合によつて計画された「明治用水史誌」編纂の事業を紹介して、組合当局者の文化事業に対する深い理解と強い熱意、ならびに組合員各位の絶大なる協力に心から敬意と感謝をささげるとともに、広く本書を世に推薦して序に代える次第である。

一九五〇年一二月

名古屋大学文学部国史学研究室

中 村 栄 孝

序

わが明治用水は日本三大用水の一として全国にその名を知られている。申し上げるまでもなく本用水は刈谷、碧海、西加茂、幡豆の一市三郡に亘るほゞ一万町歩に灌漑しそこに二十三万有余の人々を生活させている。實にこれらの生命の大動脈は明治用水をほかにしてはない。今回土地改良法が施行された記念事業として新しい世界的の眼からながめた「明治用水史誌」の編纂をもくろみ、これが着手にとりかゝつた。この際更に社人とし近代日本人の一員として明治用水を一層よく知つていたゞく意味から「明治用水読本」を編纂することになつた。これについては名古屋大学文学部教授中村榮孝先生、愛知県教育委員会学校教育部指導課長平手信之先生、愛知県教育文化研究所長早川甚三先生はじめ編纂委員諸氏の絶大な御協力によつてこゝに完成を見たことは誠によろこびにたえないところで本組合として心から厚く御礼を申し上げる次第である。幸に読者の各位に少しでも御やくに立つならば本書の光榮これにすぎるものはない。

昭和二十五年 文化の日

愛知県碧海郡安城町

明治用水普通水利組合

目次

は し が き 一

一、明治用水はどのようにして開かれたか

1. この地方の地理的環境はどのようなであつたか 三
 2. 用水の開発前はどんな生活が営まれていたか 七
 3. 先覺者の計画はどのように行われたか 二四
- (一) 都築彌厚の事業 二七
- (二) その後開発事業に努力した人々 三六
- (1) 新しい世の中明治維新 三六
 - (2) 伊予田与八郎の人物と事業 四〇
 - (3) 岡本兵松の人物と事業 四四
 - (4) 西澤眞藏の事業 五三

二、明治用水の經營はどのように發展していつたか

1. 用水の管理と運営はどのようなであつたか 六〇
2. 水の問題はどのように解決されたか 六八
3. 用水と他の産業との關連はどのようなであつたか 八〇

三、明治用水はどのような恩恵を與えているか

1. どのように開拓はすすんでいつたか 八八
2. 農業の教育と研究はどのような影響を及ぼしたか 一〇〇
3. 日本デンマークといわれる新らしい農業經營はいかにしてうまれたか 一〇五

(一) 協同經營 一〇五

(二) 多角形經營 一〇六

四、明治用水は今後どのような問題があるか

1. 戦時中から戦後、配水地域の農業はどのような影響をうけたか 一一六
2. 配水地域は今後どのようにすすむべきだろうか 一二〇

はしがき

東海道線安城駅あじょうより北西へ約一軒のところに農林学校・農事試験場等があつて農業の研究にあたり、依佐美の空に高くそびえる八条の無線の鉄塔をバックにして、田園がはてしなくつゞいている。

春は、れんげ・菜の花・麦・色とりどりの花毛壇もうせんをしきつめ、あちこちに白い梨の花畠がうかびでて、はるか北方に雪をいただく日本アルプスの連峯を眺め、かげろうの中でゆうゆうと牛追う農夫の頭上に雲雀ひばりがのどかにさえずる。

夏は西瓜・トマトになつめ瓜・桃・葡萄等、味覺をそそる果物が豊かにみのり、えんえんと流れる石だたみの用水はさながらつゞくプールになつて、終日童わらべが水およぎに興ずる。

秋は見渡す限り黄金色こがねなす稻穂の波に埋もれて、紺碧こんぺきの空に幾十幾百の白鷺の乱舞と、村祭りの太鼓の音に豊穡ほうじやくの喜びをつたえる。

太平洋戦争中も戦後も国をあげて食うことにあえいでいたとき、ここ明治用水の恵みをうけてひらけた約一万余町歩は、耕作のしやすさと收穫の豊富なことによつて、碧海へっかい・刈谷かりや・加茂かも・幡豆はずの各郡市の村々をうるおして、六・三制の学び舎やも順調につくられ、おちついて教育が行われた。各家々には

豚・牛・馬・兎・山羊等の家畜の飼育や、養蚕・養雞が盛に行われて、農産物の加工場もそこ、ここに見えて、模範的な農業協同組合の経営と相待つて、日本デンマークの聞えも高い。

枝もたわわになつたみずみずしい薄緑の皮がはち切れそうになつた二十世紀（梨）を山と積み上げた中で、太郎と花子はふと「このような田畑は、いつ誰がどうしてつくつたのだろうか。」ということに疑問をもつて、あれこれとしらべてみた。

すると現在わが国内で田畑がよくひらけて、人々が楽しい生活をしているところには、地域社会の公益のために先人の血と努力とあらゆる障害をのりこえた不屈の精神によつてなすとげられた、幾多の物語りがあり、日本の農業の盛んになるには用水が大きな働きをなしていることを知つた。そして太郎と花子は碧海郡を中心とする西三河一帯の日本デンマークがどうしてこんなに豊かに出来上つたのであろうかということに興味をもつて明治用水についてしらべてみた。

一、明治用水はどのようにして開かれたか

1. この地方の地理的環境はどのようなものであったか

明治用水の灌漑地域

まず明治用水の水が、かゝる地方を見ると愛知県西加茂郡にしかもぐんの南の一部と、碧海郡へつかいぐん並に刈谷市かりやの大部分と幡豆郡はづぐんの北の一部の諸地方で、一市三郡にまたがる日本でも指折りの大用水であつて、これを町村別にするとつぎの通りである。

愛知県西加茂郡

拳母町	大字	八
猿投村	〃	三

愛知県碧海郡

安城町	大字	一七
上郷村	〃	八
知立町	〃	八

以上、一市三郡十五町村百十七大字に配水されているわけである。

寺津町	平坂町	西尾町	愛知県幡豆郡	愛知県刈谷市	矢作町	高岡村	富士松村	高浜町	明治村	櫻井村	依佐美村
〃	〃	〃		〃	〃	〃	大字	〃	〃	〃	〃
三	九	一二		六	七	八	二	三	九	七	六

地形

愛知県を山地（三河高原、八名山地、尾張丘陵）と平野（西三河平野、東三河平野、尾張平野）と半島（渥美半島、知多半島）にわけることができる。この明治用水の水のかかる地方は、主として西三河平野地方である。この地方は山系または山地として見るものではなく、ただ木曾山脈きそが西南にのび西加茂郡に丘陵きゅうりよう（小高い丘位おかの程度のもの）が碧海郡の北部（上郷村・高岡村・富士松村）に及んでいくにすぎない。しかし地形の上から見て大体南北の二つに分けることが出来る。

（一）北部地方

一般に土地が高く、小高い丘が起伏きふくしている。西加茂郡拳母町、猿投村など五十米―千米位の高さの丘陵きゅうりようがつゞき、碧海郡の上郷村・高岡村・富士松村などの北部地方は、四十米―五十米位の丘陵きゅうりようがつゞいている。俗に赭山はげやまといっているのはこれである。

（二）南部地方

この地方は北部にくらべて高さも低くゆるやかな傾斜をして平野となり、田畑がよく開けている。知立町・刈谷市・依佐美村・安城町・明治村・櫻井村・矢作町・高浜町・碧南市の諸町村はこれである。大体五米―二十米の高さである。そして矢作川をこえて幡豆郡西尾町の十米の低い台地と平坂町、寺

津町の低地に至っている。

水系

河川として一ばん大きく目立つものは、東に矢作川があり、西に境川がある。

矢作川は源を長野県下伊奈郡波合村附近から発して愛知県の北設楽・東加茂・西加茂・額田・碧海、

幡豆の境を流れ三河湾に入っている。約百二十軒ばかりの大河である。

明治用水の原動力はじつにこの河であり、三十万の生命の糧となる大切な役割をつとめている。境川

は源を西加茂郡保見村に発して尾張・三河の国境を南に流れて刈谷市の衣カ浦の海に注いでいる。

その他逢妻川・猿渡川・市原川・蜷川・新川・御手洗川・堀川・広田川・占部川・下り松川・前川・

恩田川・吹戸川・白砂川等が流れている。これらの地方、河口において土砂などがつもつて新陸地を

つくり、また現在もつくりつゝあるので、昔から田畑がよく開け、俗に「ふく地」といつて農耕に適

した土地である。たとえば幡豆郡西尾町の西部の低い土地や平坂町・寺津町の地は矢作川からもれて

くる水によつて昔から田が開けている地方である。

2. 用水の開発前はどんな生活が営まれていたか

(1) 部落の起り

まずこのような地形の中に人々はおおむかしから、どのような生活をしてきたのであろうか、原始・古代（凡そ千五百年位―三千年位前）の時代のこの地方のありさまを考えて見ると、大体二つの地方に分けられる。その一つは矢作川流域と他の一つは境川・逢妻川・衣カ浦沿岸に沿っている地方である。それは当時につくられたと見られる貝塚と古墳の残されている点から考えられるのである。この時代には貝塚や古墳のつくられている附近に多くの部落があつたということは遺蹟の発掘や遺物の発見などによつて明らかである。当時の部落は他の地方と同じく多くは河川の流域や海岸に近い洪積層の境の台地にあつたといふことができる。水に恵まれ日当たりのよいそして風景のよい高台の地を選んだものである。

I 矢作川の流域

西加茂郡 ・ 挙母町

碧海郡 ・ 上郷村

・ 安城町（東部）

・ 矢作町（西部）

・ 櫻井村（櫻井・堀内・姫小川）

幡豆郡・西尾町（上町）

Ⅱ 衣カ浦沿岸
・刈谷市（元刈谷）

・依佐美村（小垣江）
・高浜町（吉浜）

・碧南市（大浜町上）

Ⅲ 逢妻川流域
・高岡村（駒場）
・富士松村（一ツ木、築地、井カ谷）

・刈谷市（小山・高津波中手山・熊）

Ⅳ 猿渡川流域
・知立町（西中）
・依佐美村（半城土、野田）

これら地方にある貝塚古墳により、大体千五百年位前の彌生式文化、又それ以上の年代の縄文式文化時代のありさまを知ることができる。

つぎに中世（奈良・平安）にはこの地方にどんな部落があつたのであろうか。このころは郷とか莊とかいうものができた。古代よりもよほど部落の形式も発達してきた。

西加茂郡

・拳母郷（拳母町）
高橋莊（越戸村・拳母町）

碧海郡

・智 ^ち 立 ^{りゅう} 郷	郷（知立町・富士松村・高岡村）	
・采 ^{うね} 女 ^め 郷	郷（知立町の一部・高岡村）	
・刑 ^{さか} 部 ^べ 郷	郷（依佐美村・安城町）	
・依 ^よ 網 ^{さみ} 郷	郷（安城町の一部・知立町の一部）	
・鷺 ^{わし} 取 ^{とり} 郷	郷（矢作町・上郷村）	
・谷 ^{はせ} 部 ^べ 郷	郷（矢作町・安城町）	
・碧 ^{あお} 海 ^み 郷	郷（六ツ美村）	・大 ^お 市 ^{いち} 郷
郷（六ツ美村）		郷（不詳）
・櫛 ^き 礼 ^れ 郷	郷（幡豆郡？）	・皆 ^{あざ} 見 ^み 郷
郷（六ツ美村）		郷（六ツ美村）
・河 ^{かわ} 内 ^ち 郷	郷（六ツ美村）	・櫻 ^お 井 ^お 郷
郷（六ツ美村）		郷（櫻井村・矢作町）
・小 ^お 河 ^{がわ} 郷	郷（櫻井村・明治村）	・大 ^お 岡 ^{おか} 郷
郷（六ツ美村）		郷（安城町・矢作町・明治村）
・駅 ^{わし} 家 ^り 郷	郷（矢作町・上郷村）	
・薜 ^{あさ} 野 ^や 郷	郷（西加茂郡三好村・宮口村）	
・大 ^お 浜 ^{はま} 郷	郷（碧南市）	・若 ^わ 林 ^{りん} 郷
郷（六ツ美村）		郷（高岡村）
・中 ^{なかつ} ノ郷	郷（六ツ美村）	・和 ^わ 田 ^{でん} 郷
		郷（六ツ美村）

・中島郷（六ツ美村）

・重原莊（知立町・富士松村・高岡村）

・宇彌部莊（知立町・高岡村）

・近江莊（六ツ美村）

・平田莊（矢作町）

・上野莊（上郷村）

・志貴莊（安城町・矢作町）

・豊原莊（高岡村）

幡豆郡

・熊来郷（西尾町）

・八田郷（平坂町・寺津町）

・臥蝶莊（寺津町）

十七世紀の江戸時代になつて、いまの部落が完成したのである。江戸時代寛永十二年（一六三五年）の村別によると碧海郡は

・碧南市 三

・明治村 八

・依佐美村 四

・櫻井村 一一

・矢作町 二九

・安城町 一四

・高浜町	三	・刈谷市	五
・知立町	七	・高岡村	六
・富士松村	七	・上郷村	一四
・六ツ美村	二〇		
計	一・三・一		

同じ時代の元禄十四年（一七〇三年）の郡別村名は一二五になっている。

明治五年一月（一八七二年）ぬかた額田県二大区（碧海郡）村名は一七六に増加している。現在昭和二十五年（一九五〇年）では

・刈谷市	六	・碧南市	八
・安城市	一七	・明治村	九
・櫻井村	一一	・六ツ美村	二六
・矢作町	三三	・上郷村	一六
・富士松村	六	・知立町	八
・高岡村	一〇	・依佐美村	六

・高 浜 町 三

合計一五八になつてゐる。

(2) 耕地の發達と經營の有様

この地方の農業の發達を見るには、まづその本である耕地のことをよく知つておく必要がある。耕地はいうまでもなく田畑が主で、これがどのようにに分布されていたかを見なくてはならない。昔からあつたといわれる「古田」とか「本田」とかは先ず河川の流れに沿つてあつた。今その大体を述べて見ると、川の流域の低地にあることが知られる。例えば

I 矢作川の流域の低湿地

・上 郷 村 (渡刈^{とがり}・配津^{はいづ}・隣松寺^{りんしょうじ}・阿彌陀堂^{あみだどう}・川端^{かわばた}・宗定^{むねさだ})
 ・矢 作 町 (森越^{もりごし}・大友^{お、とも}・矢作^{やはぎ}・本郷^{ほんごう}・渡^{わたり}・東西牧内^{まきうち}・桑子^{くわこ}・佐々木^{さ、き}・坂戸^{さかど}・河野^{かわの})
 ・櫻 井 村 (櫻井^{お、ぼり}・川島^{きど}・姫小川^{きど}・小川^{きど}・大張^{きど}・木戸^{きど}・藤井^{きど}・岩根など)

II 安藤川流域 (六ツ美村)

III 朝鮮川 半場川^{はんば}・長田川^{おさだ}・油ヶ淵の流域

・明 治 村 (南中根^{えのきまゑ}・城力入^{えのきまゑ}・和泉^{えのきまゑ}・榎前の低地)

・安城町（赤松・福釜の低地）

IV 猿渡川 吹戸川の流域

・安城町（里の南低地・今の北の低地）

・知立町（来迎寺・八田・牛田上・重原・西中・谷田）

・依佐美村（半城土・高須・野田・小垣江）

・刈谷市（元刈谷）

V 逢妻川の流域

・高岡村（吉原・花園・駒場）

・知立町（八橋・牛田・知立の低地）

・富士松村（一ツ木・築地・逢見）

・高岡村（新馬場・堤・前林・中田の低地）

VI 北部中央部の地方

この地方は主に挙母町高岡村・富士松村・上郷村・知立町・安城町・依佐美村・明治村の台地などで、ほとんど山林や草生や荊の雑地で狐や狸の住み場所であつた。その低い所々に田があつた。そして自

然のたれ水を利用したり、また溜池の水をつかつていた。なお畑には各所に井戸を掘つてその水をつかつて耕作をするという有様であつた。

明治用水の開けない明治の初め又それ以前の碧海郡の耕地千二百町歩の田地に対して四百八十八町歩の溜池があつた。耕地の面積に対して実に四〇・六パーセントの溜池があつた。中央部にある安城町の一大字の安城の四百町歩の耕地に対して用水の井戸の数が、三千七百もあつたという点においても農民の困難のようすがうかがわれると思う。

碧海郡安城町大字里の例

記録によつて当時の農地のようすを考えて見ると

(里村誌、明治十四年九月)

旧反別

一、総反別 二二五町七反二畝一步

一、田 六八町九反四畝歩

全面積に対する三〇・五%

一、畑 五六町三反二畝歩

全面積に対する二五・四%

一、宅地 六町七反二畝二〇歩

一、山林 六二町三反

全面積に対する二七・九%

一、池地 三〇町三反八畝一七歩

田の面積に対する四四・〇%

一、郷藏屋敷ごうくらやしき（お上へ納める米を入れる蔵）

二畝

一、村社 五反一九歩

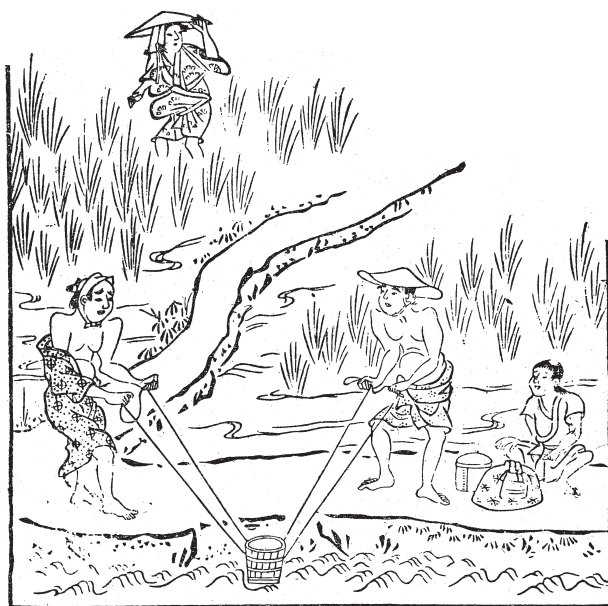
一、寺地 二反九畝一八歩

一、墓地 一二歩

一、火葬地 一反九畝一九歩

この様子から見て山林や池地が、いかに多かつたかわかり、耕地面積（田畑）百二十五町二反九

かけ水（大和耕作絵抄）



畝に対する山林溜池面積九十二町六反八畝十七歩の割合であることによつても農業をしていく困難さがうかがわれるのである。

(3) 農民の生活の有様

こうしたいろいろの悪い土地の環境の上に、さらに明治用水がかいさくされる前の農民の生活はどのようなものであつたろうか。

江戸時代になり、武士を中心とした封建制支配の世の中となり、「百姓は生きぬように死なぬように」とか「百姓とごまの油はしほればしほる程出る」とは、当時の支配者たる武士達の目にうつつた百姓の姿であつた。実際武士達は、百姓を国の宝と思いながらも、百姓は朝から晩まで精だして働きその農産物を貢租として武士にさしだし、武士に都合のよい封建制をつづけていく唯一の財政的地盤として考えていなかつた。幕府や諸藩は従つて毎年同じように変らない租税を必要とした。だから貢租の率がちやんと五公五民（收穫物たる米を領主が半分、百姓が半分）とか、四公六民（四割領主、六割農夫）とか、一応は定まつていたが、武士が都合が悪くなると、その租率はいつでも勝手に変更して、より多くの貢租を百姓からとり、はなはだしい時には、七公三民、八公二民という重税さえあつた。その外にも小物税（雑税）とか・夫米・口米・雑藁代などのような附加税があつて、折角自分の作つ

た米のほとんど大部分を貢租として、幕府や諸藩に上納し、武士の封建的支配や特権的な生活を維持するために牛馬のように働かねばならなかった。

その上身分的にはもちろん武士の下に属し、しかも武士の生活の基である貢租の納入源としか考えず人格的な扱いはなく、都合が悪ければ斬捨御免にされ、無暗に米を食うことを禁ぜられ、できるだけ、雑穀や雑草を利用させられ、名字も帯刀も許されず言葉まで違うようにさせられたのである。

そして農民ははげしい労働をしていた。まったく働かなければ食べていけなかったからである。朝早くから夜おそくまで一生懸命に働き、田植や稻刈や、麦まき、麦ふみ、そしてその收穫、夜はまたいろいろな仕事がつまっている。毎日毎日くたくたになつて働くのである。牛や馬を飼つて耕作すれば仕事の能率も上り肥料も得られるけれども、費用がかゝりどうしても飼うことができず、自分の力でやらなければならなかった。

農具などでも今日のように機械ではなく鋤・^{すき}・^{びつちゅう}・鎌などを使い、手と足の力で米にしそれを口にするまで全部自分自身の力でやるのであるから、それはほんとうにはげしい労働であつた。そして一年中ほんとうに汗水ながして働いた收穫の半分あるいは六割を租税としてお上（領主）へ納め、残りの半分、又は四割で、自分一家の生活をしていかななくてはならない。小作に至つてはお上に納めた年貢

の残りの又半分以上も地主の方へ小作料として納めて、結局僅かの残りでもつて生活するのであるから全く惨めなものであつた。『六公四民』といわれているのも皆これである。従つて農民小作百姓ではあ・わ・や・ひ・え・き・びなどの雜穀を作つたりして食糧不足を補つていた。なほ領主・藩主などから税ばかりでなくいろいろ束縛をうけていた。職業の自由は与えられず、移住の自由も与えられず、又その外結婚とか言論・宗教とかの自由も束縛されてしまい、なお生活上にまでも立ち入り、衣食住などに制限を加えたのである。百姓は紋付・羽織・袴をつけてはならぬとか、衣服は木綿で絹物はつけてはならないなどと全く自由のない生活のしきたりの世の中におしこめてしまつた。今、この碧海地方にのこつてゐる文書もんじよを二、三のべてみると

I 御教諭書ごきょうゆしよ（萬延元年庚申十一月。一八六〇年）

重原藩主板倉勝顯かつあきから領内の庄屋に下したもの

一、大凶作だいきやうさくにそなうるため各食糧充実をはかり大小分限ぶんげんに精々出穀せいぜいしゆつこく（米を出す）致すよう心がくべきこと。

一、百姓共は協力一致して余力よりよくいこくを囤穀たんこくに積立、出穀、榷目等ますめを誤りなく上納を怠らざること。

一、百姓共は仰出等おほせいでよく聞き身の分限ぶんげんに応じ相はげみ出穀精勵致すべきこと。

Ⅱ聞書 中川 奎^{もくべ}衛^え氏

碧海郡安城町大字安城字東明治
安政二年六月十日生。昭和二十五年四月十六日歿
昭和十一年四月聞書

◎移住した当時のようす

明治元年極^{ごく}月^{げつ}十二月（十二月）私は四才のころかと思う。安城村の村有林十六町歩を開拓するというので、一戸移住者は九畝歩を渡され、父と共にこの安城字東明治に出てきた。（現安城駅の北の一带）そのころは山林で松林がほとんどで狐や狸が住んでいた。その時は十五名で山林をきり開き、二間に三間位の小さな堀立小屋を建ててそこで小松林や草生をきり、それを一貫目もある鋤で掘りおこし先ず畑にするわけであるがやつて見るとなかなかえらく、明治の元年には私の家と外に二戸であとの十三戸は仕事がいらいので移住してこない。よつて村役人から「本年（明治二年）春中に移住しない者は全部土地を差し出せ。」というおふれでやつと移住するようになった。皆の者は貧乏人ばかりであるから、一カ月の中には十日から十五日位身売りをして農家奉公をし（昼だけ）、夜は自宅へ帰り宅地と前の畑を開き、大抵十時ごろまでやつた。暗やみの時は魚燈^{ぎょとう}油でやつたもので、月夜の時には人一ぱいに働いた。寝る時は十一時から十一時半ごろまでになつてくたびれてしまう。そのころは米一升三錢二厘で一日働いて私は五錢五厘いたゞいて喜んだ覚えがある。一人前の日当は八錢であつた。

ほんとうにからだがいえらかつた。

Ⅲ 聞書 鈴木平兵衛氏

碧海郡安城町大字安城字花ノ木
嘉永六年正月六日生。昭和十七年十一月十八日歿
昭和十一年四月聞書

◎ 当時の農家の生活

今でこそみな米の飯をたべているけれども、元治・慶応（一八六四年―一八六四年）のころは安城は田が少くほとんど山林で、その間に畑があり麦・あわ・ひえ・きびなどを作り、私の家で米二合と麦八合まぜ、その中へ大根の干葉をきざみこんで食べた。米などさがしてもないほどである。奉公人など全くみじめなもので大家の主人だけが、御米の飯で奥様は米と麦と半々位、下男や下女（奉公人）になると、主人奥様・家族と順々に食べ、その残りをいたゞくという有様であつた。貧乏百姓に至つてはことにみじめなもので、子供を身売り（奉公）するという始末である。まず米の取り入れがすむと第一に殿様に御年貢を納め、次に大家（地主）に預りの年貢米（小作料米）を納め、残りを自家の飯米とするので肥料代をさしひくと、それは憐れなもので普通の者は一反につき一俵も入れば上々で勉強者でも二俵半しか残らぬ。だから大勢の家族の者は、食物については、きりつめた生活をしなければならなかつた。私は田のあるところまでは、約二軒（十八町）もあるから朝は五時に起き一日

分の辨当をこしらえて家の隅にある堆肥（ごみだめ）と肥土をまぜたものを大八車にのせて出かけ、それを田に入れて肥料とした。一日中働いて九時十時に帰宅し、寝る時は十一時すぎになつた。田植の時、水のない場合は野井戸からハネツルベをもつて水を田にいれたものだ。一日中かえても半反歩位しかかゝらない。水くみがなかなか骨が折れ、これが家の人々の仕事である。明治十四年に明治用水の水がはじめて私の田に入つた時は、ほんとうにうれしかつた。その時一反五畝の山林を田にしてとれた米が二俵であつたが、実に尊いものだつた。

▽知らぬまに黄金こがねの水の流れきて

盆、極樂の一生のうれしさ。

▽からくりや 汗の流れる 釣瓶竿。つるべざお

いかに当時の農民の生活のくるしさと、労働のはげしかつたことがしられる。

農民と溜池の問題

農民が作物を耕作するにあたつて一番大切なものは水である。灌漑に用いる水そのものは、実に生活に直接関係する大問題である。この地方は前にのべたように各所に溜池を設け、その面積だけでも四百八十八町歩という耕地面積（田・畑）の四〇・六％という大きな土地を占めていたという事でも、

いかに水をたいせつにしなければならぬということが知られる。一度日照りでも続けば、溜池の水は枯れつくし、畑作・稲作は全く枯死する有様となるので、農民にとっては正に死活問題である。だから各地に水争いが起り、乱闘争闘、ついには訴訟まで起し、血の雨を降らしたたくさん事例がある。この地方、ことに中央部にある安城地方の「鷺蔵事件」「彌宜田溜井事件」「作野池事件」と三つの水争いの事件は有名なもので、とくに「彌宜田溜井事件」は領土が二藩（刈谷藩板倉甲斐守・安祥藩久永鎬之丞）に関係しているので、ついに江戸寺社奉行までいつて争っている。それは天保四年九月（一八三三年）のことであつた。事件は、この年は日照りがつゞき、彌宜田の溜池（安祥久永領）の水が枯れつくし、その下手にある箕輪（刈谷、板倉領）の田に水がかゝらないため、たびたびの箕輪農民の交渉にもかゝらず協定することができず、天保四年五月（一八三三年）安祥久永領の農民三百人が棒・薪・鋤などをもつてこの溜井の堤を守り、箕輪農民はこの堰を取りはらおうとこゝに大乱闘を演じ、ついに藩だけではおさまらず江戸寺社奉行まで訴えたのである。この地方では天候の如何は直接に農民の生活にひゞき、それだけ明治用水開発前のこの地方の人々は水に苦しんだのである。

明治用水開さく前溜池所在図



3. 先覺者の計画はどのように行われたか

蕃藩体制下の産業政策

徳川の世、天下泰平がつゞくと全国の大小名は、みな治国済民に心を用い、荒野を開拓したり、河川の改修を企てたり、浅瀬の干拓を試みたりした。野中兼山の土佐の甫木山かいさくや、会津藩保科正之の藩士小池倉右衛門の会津滝沢山の開拓の如きは有名な例である。三河地方においてもいろいろ行われたが、碧海郡地方の当時の藩としては刈谷（土井）・岡崎（本多）・西尾（松平）・重原（板倉）・西端（本多）・沼津（水野）・西大平（大岡）の七藩と、別に天領というのがあつた。天領というのは徳川幕府の直領の地であつて、代官をつかわしてこれを管理していた。この外神社や寺院の土地、その他諸氏の采地というものがあつた。そこで各藩では、農業政策として土地（山林など）を開発したり、浅海を埋立てて新田をつくつたり、堤防などきずき池をこしらへ、生産の増強を図つたりした。それはなぜかという土地が財政経済の一ばんの本であつて、世の中の経済の源が土地の生産力に持つものが多いので、土地を少しでも開くことが各藩の富を増す原動力となるからである。そこで土地経済のはたらきを十分に發揮させようとするにはまず農民を土地の上に結びつけさせ土地の配分を考え、また強制的に農民に労働させ租税を怠らないように手をかえ品をかえたいろいろの策が、かん

がえられたのである。幕藩時代のこの地方の新田開発の状態を見ると、城主・町人・地主などによつて前にのべたような意味で盛に行われたが、その例をあげると、

土地埋立・新田開発・堤防の構築

(イ) 平七新田(碧南市旭字平七)

明暦三年(一六五七年) 工を起し、寛文四年(一六六四年) 完成、稻生平七郎。

(ロ) 伏見屋新田(碧南市鷲塚字伏見屋)

寛文初年(一六六一年) 海面を埋立て新田とした。江戸の人、伏見屋又兵衛が企て正徳・享保の大洪水で全滅したため、享保十一年(一七二六年) 棚尾村(現碧南市棚尾)の小田甚兵衛が修築し復興した。元文元年(一七三六年) 大洪水でまた破壊した。江戸の人、加田屋藤五郎が甚兵衛の後をうけ幕府の費用によつて完成した。

(ハ) 伏見屋外田(碧南市旭)

延享三年(一七四六年) 伏見屋新田の開拓者、加田屋藤五郎が完成した。

(ニ) 前浜新田(碧南市旭)

文政十年(一八二八年) 大浜村・棚尾村・平七村・伏見屋新田(碧南市・大浜・棚尾・旭)の村

民が協力して矢作川の河口の海面を埋立て新田をつくつた。

(ホ)石井新田(いしい) (碧海郡明治村大字石井)

天保二年(一八三一年) 鷺塚村(わしづか)の人、石井治右衛門が山林を新田とした。

(ヘ)大浜新田茶屋 (碧海郡矢作町大字宇頭茶屋)

正保二年(一六四五年) 岡崎城主水野忠吉(たみよし)の命によつて開墾し新田とした。始め二戸、正保四年に二戸を増し寛文四年に十四戸になつた。はじめ大浜新田茶屋といつていたが、同十二年(一六七二年) 宇頭茶屋と改めた。

(ト)安城新田 (碧海郡安城町大字安城字出郷)

元禄二年正月九日(一六八九年) 本村安城村(久永領)から移住し、山林を開墾して新田とした。

(チ)中市新田(なかいちしんでん) (刈谷市元刈谷)

宝暦十一年(一七六一一年) 逢妻川(あいづま)と境川(さかい)の堤防をきずき新田をつくつた。

(リ)流作新田(りうさく) (刈谷市元刈谷)

文政十一年(一八二八年) 境川の河口に新田をつくつた。

こうした新田開発や水利(用水)による土地改良と開墾が、当時の時代的な環境の中にあつて多くの

先覚者によつていくたの困難と障害をはいして一生をととして血みどろな努力が行われたのである。中でもその開拓の精神とその遺業が、やがて開花して明治用水となり、日本デンマークの基をきづき上げたのは都築彌厚であつた。

(一) 都築彌厚の事業

(1) 都築彌厚の人物と事業

彌厚は明和二年（一七六五年）碧海郡和泉村（碧海郡明治村大字和泉字中本郷）に生れ、天保四年九月十日（一八三三年）同地で六十九才で病歿した。都築彌厚の時代は、わが国はうちつづく天下泰平で風俗が次第に華奢に流れ、徳川幕府の衰亡のきざしが見え、この間に、尊王攘夷の思想が頭をもたげていた。外にはわが鎖国二二〇年の間に世界は大いに変わり、アメリカ・ロシヤ・イギリスなど日本に近づいて来て交易を促そうとした。海防論・開港論・尊王論・攘夷論と全くけんけんごうごうたる時であつた。米国のペリー来朝を期として、ついに和親条約を結び、世界の新しい光が、鎖国の窓から入つてきた。彌厚はこういう社会狀勢の下に、生活を送つていた。都築家は代々地方の豪農で、彌厚の父也更の時代は、いわゆる大地主であつて、また酒造家で、巨万の富を得ていた。

也更は明和六年三月（一七六九年）東端村（碧海郡明治村大字東端）おつばやま大坪山の開墾をしている。また

幡豆郡小柳新田中根新田（幡豆郡寺津町）

を開きはじめてのもこのころだといわれている。いづれ

にしても也更は、農業的地主であり、

また商業資本家でもあつたということ

ができる。彌厚はその長子として家を

つぎ清酒醸造の業に従事した。

当時五千五百石もつくつたということ

はいかに手広く商業を行つていたかと

いうことを示している。

像 画 厚 彌 築 都

都築家がそのころの大阪の鴻池徳兵衛

と酒の取引をした目録を見ると実に千

八百十両三分という莫大なものであつ

てその豪勢さが想像せられる。彌厚は

学問を好み、頼山陽には弟、曲江（三

津四郎）を通じて交わり、その詩文は





像銅厚彌築都

最もよく愛誦した。画は谷口東溪に学んで一見識をそなえ、俳句を横井也有（名古屋）・鶴田卓池（岡崎）に学び、号を和樂と称し、一文人として有名であつた。なお信仰心が厚く、不動明王を信じ平生守本尊としてその像をつねに身よりはなさなかつたといわれる。四十才の時には松本愚山を通じて村瀬孝亭に請い、石川丈山の遺趾を顯彰した（彌厚翁伝資料）。文化二年（一八〇五年）の四十一才には代官という栄職につき武士の待遇をうけその声望はますます高く名声は地方のすみずみまでもひびきわたつた。

「こゝはどこだと子供衆にきけば

こゝは 和泉の彌四郎さん」

(註 彌四郎は彌厚)

と俚謡にまでもうたわれるようになった。代官という地位にあり、しかも大地主で、進歩的文化人であつた彌厚が、こゝに安城カ原の原野のかいこんを意図したことは後世に意義を与えることに大きな力をもち、明治用水かいさくにまことに幸福なことであつたといわれるであろう。

(2) 着想と着手

彌厚は一体この用水を開くのどこに着想したのであろうか。その開さくの動機は何であつたのであろうか、それを考えて見よう。

まず間接的には父也更東端村の大坪山(碧海郡明治村大字東端字大坪山)の開墾が考えられる。この時彌厚は六才であつてこの事業を目撃したのであろう。また中根新田や小柳新田へも時々父に伴われて行つたことも考えられる。なお壯年時代には当時の名士の説をきいたようである。伊能忠敬(享和三年、三河尾張測量、彌厚年三十九才)・佐藤信淵(しんえん・二宮尊徳などと関係があつたともいわれている。つぎに直接動機となつたことは、幡豆郡西之町(幡豆郡西尾町大字上町)の百姓頭をつとめていた伊

藤庄左衛門（庄左）から、直接開墾の体験談をきき、ここに用水を開こうと決心した。庄左衛門が矢作川に沿っている西町の蒲沿（がまめま）（幡豆郡平坂町大字中畑）の地三百町歩の開墾しているのを、たまたま和泉から中根新田に行こうとして、彌厚はそこを通りかゝり庄左衛門にその状況をきいた。ちようど文化五年のころで年四十四才であつた。こうしたことが、開さくの動機を深めていつたであろう。文化七年の春、父也更とよく相談の上、決意を固め伊勢神宮の参拜となつた。この年に家督を官四郎にゆづつていよいよ一意専心この事業に邁進（まいしん）しようとした。時に四十六才であつた。

彌厚の計画着想としてまず用水を分流する水源地を西加茂郡越戸村とし矢作川に堰堤（えんてい）を築き水をせきとめ、これを安城野（碧海郡安城町大字曲尺手（かねのて））において二筋に分け、その一は藤井村（碧海郡櫻井村大字藤井）より矢作川へ落し、その一は野田山（碧海郡依佐美村大字野田）から吉浜・高浜・両村（碧海郡高浜町・高浜・吉浜）の間を通し、衣カ浦の海へ落し、さらに大小無數に分流させて全部の用水にあてて約十萬石のばく大な耕地を開拓しようとするのであつた。

そこで第一着手としては領主・諸侯に用水の利害得失を説いて許可を得ること、農民の了解を得ることであつた。この二つに彌厚は東にあるいは西に寢食を忘れて奔走した。同時に用水開さくの技術者をえて、じつさいに着手にとりかゝつた。めにあまるおおくの障害といばらの道が前途にあつた。

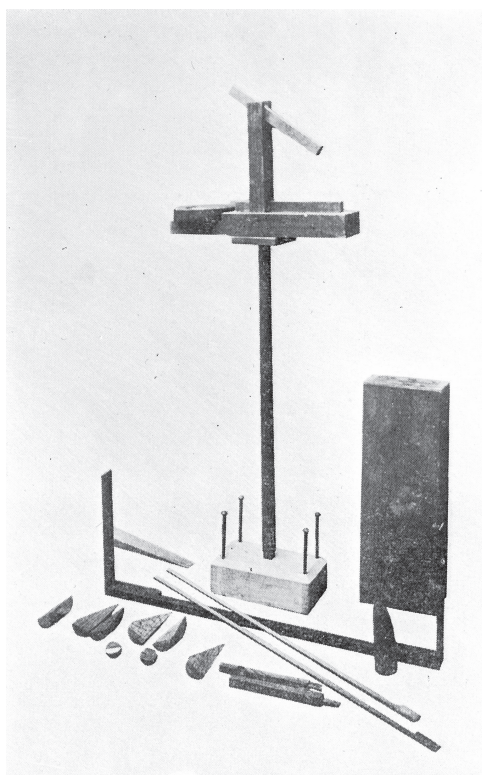
当時この地方に土地を領していた諸侯・旗本はつぎの通りである。

松平作左衛門（根崎）	三千石	本多中務大輔（岡崎）	五万石
本多修理（西端）	九千石	板倉甲斐守（重原）	二万八千石
水野出羽守（大浜）	五万石	久永内記（安城）	三千石
松平備前守（大喜多）	二万六千石	諏訪備前守（櫻井）	五百石
土井金三郎（刈谷）	二万三千石	巨勢十左衛門（〃）	六千石
本多求馬（櫻井）	九千石	寛平太夫（〃）	五百石
松平和泉守（西尾）	七万石	松平三次郎（〃）	五十石

彌厚は諸藩に遊説すると同時に高棚村の人（碧海郡依佐美村大字高棚）石川喜平の算数の術にすぐれていたのを聞き、実地測量を依頼したのであつたが、喜平は四囲の事情を察してとうていできないので中止してはいい出した。けれども彌厚は自分一代でできなければ、又これを成す人もあらうと頑として聞き入れなかつたので喜平もその決心の固いのについに快諾した。なお同じ村の門人、石川浅右衛門（浅吉）にも計画のようすを話し協力方を依頼した。浅吉もこれを快諾し彌厚を中心に測量にとりかゝつた。農民はこれを聞き反対し妨害し始めた。よつて夜ひそかに火縄を以つて目じるしとし、

簡単な機械を用いていろいろの苦難辛酸の後十二万石を開くに足る設計をたてた。

石川喜平



石と磁石の見た用いたの厚彌

名を直頼たよりといつて高棚村の人であつた。当時算学の大家関孝和せきこうわの流れの八代目の師範、合歡木村ねむのきの清水幸三郎に師事し、第九代目の師範となつたのである。

天明八年（一七八八年）に生れ、文久二年八月二十日（一八六六年）七十五才で歿した。

石川浅右衛門

通称を浅吉といつて同じく高棚村の人である。幼年のころ算術の師範石川喜平の門人となり、深くその術を研究した。大工を以つて本業としつねに職人十数名を使つていた。

東端村（碧海郡明治村大字東端）の醸造家深津与三郎の依頼で前浜新田（碧南市）の測量設計をした。

こゝはたびたび矢作川の堤防や新田の防波堤が決壊して困つたところであつた。明治二十四年三月二十日（一八九一年）八十四才を以つて歿した。

(3) 失敗の原因

彌厚の大事業は石川喜平、石川浅右衛門などの協力により、着々とはこばれていつたが、郷里の人々にはとうてい実現しそうもないので、親戚のものには「山師^{やまし}に取りかゝり候」などと誤解され、また附近の農民には

〃彌厚狐にばかされて五箇野カ原に水はコンコン〃

（註五箇野カ原は・安城・赤松・櫻井・和泉・城カ入で、今の碧海郡安城町・櫻井村・明治村の一部）

などとうたつて、反対の態度を見せ、あまつさえ危害を加えるようになった。

このような四囲の事情であつたが、彌厚は初めの考えを少しもひるがえさず、いよいよ奮闘した。幸にも十余年以來、苦心を重ねて来た用水路掘割も許可され、又和泉村外四カ村の五箇野カ原の半分約六十町歩も開拓の許可を得るようになったので勇んで、工事にとりかゝろうとすると、再び各地で猛烈な反対にあい、工事を妨害し危害を加えるようになった。そこで六十八才の老年にもかゝらず自

ら鎮撫勸誘に力をつくした。天保四年七月ころ（一八三三年）今までの身心のつかれが現われ、はしなくも病床に伏す身となつた。彌厚は今これまでと、三男官四郎（三代彌四郎）を枕辺に呼び、「父は今、業半でこの世を去る運命となつた。汝は病弱で父の事業が出来上らなくとも、必ず誓つてこの業のために力をつくしてくれ」と涙と共にいいきかしたのである。

病は重り、同年九月十日ついにこの世を去つた。時に六十九才であつた。和泉村本龍寺の墓地に葬つた。官四郎は父彌厚の遺言を守り、引つづいてこの事業に当つたが、元来多病のため大志をつづけていくことが出来ないのを覺つて、ついに中泉代官平岡熊太郎に水路開さくの願下げをしてしまつた。以上いろいろ述べて来たのであるが、彌厚のこの事業の失敗は次の数点にあつたのではなからうか。

I 藩主・旗本等の領地が尾張藩のようでなく非常に入りこんでいて互に利害関係が大きかつたこと。

II 農民が無理解であつたこと。

III 封建的色彩が強く近代的統一を欠いていたこと。公共的、社会的事業に対する各藩、各旗本が協力しなかつたこと。

IV 個人的事業であつたこと。都築家の資本力には限界があつたこと。

資産の大半を消費尽したばかりでなく、なおその上に借財が二万五千二百二十両もあつた。整理して

のこるものはからだ一つであつて、親戚がその負債をひきうけたという有様であつた。しかしながらかゝる大開さく事業を個人として完成せんとし、二十有余年の血のにじむ努力を捧げたところに彌厚の偉大さを見ることが出来る。しかもかれの計画は決してむだではなかつた。かかる社会公益のため事業はそのまゝに埋れるものでない。かゝる巨額の財をすっかりこのことに投じ、二十有余年さざげた熱情・努力・不屈の精神はやがて開花して四十七年後の明治十三年には明治用水として完成し、やがて日本デンマークの地域を出現せしめたのである。

(二) その後開発事業に努力した人々

(1) 新しい世の中明治維新

彌厚が死んでから五十余年の間には世の中は一変してしまつた。慶応三年十月（一八六七年）徳川慶喜は大政を奉還し、十二月王政復古おうせいふくこの大号令おうれいが発せられた。翌四年三月（一八六八年）五箇条の誓文せいもんが出され、八月には江戸（東京）に於て即位そくいの大礼、九月には年号を改められ、こゝに明治政府といういままでの封建的武士を中心とした政治体制からいわゆる近代的新政府がたてられた。

封建的領土關係の消滅しょうめつ

明治二年正月（一八六九年）最も有力な薩摩さつま・長門ながと・土佐とさ・肥前ひぜんの四藩主の力によつて全国に亘つて

版籍奉還^{はんせきほうかん}が行われ、全国の土地人民は政府の手で收められた。しかし藩主（大名）をそのまゝ、藩知事とし、藩のしくみをそっくり残したため、藩知事は昔と同じ氣持ちで人民を支配していたためまだまだ封建的なものが多かった。例えば長い間の習慣であつた身分制度を廃して、四民平等の社会をつくり、華族^{かぞく}（公郷・大名）・士族^{しぞく}（武士）・平民^{へいみん}（農・工・商）の三種に整理されたがまだその封建の余弊というものが残つていたため、さらに明治四年（一八七一年）廃藩置県^{はいはんちけん}制度（藩をやめて県を置くきまり）をつくりこれを断行し、全国三府七十二県とした。これによつて鎌倉幕府以来数百年に亘つて続いた封建支配の形は全くなり、中央集権的な、まとまつた国家が生れることゝなつた。当時の大多数の人々が夢にも考えなかつたような大改革が断行されたのは、維新を導いた人々の間に、日本を欧米列強とならぶほどの立派な国とするには封建制度^{ほうけんせいど}というような古い制度をすてて近代国家をつくり上げ、国の中で互に分立するようなありさまを改めて、国全体が一つに統一されねばならないという考えから起つたのである。

行政區劃^{ぎょうせいいくかく}の制度のうつりかわり

こうした改革によつてこの地方の行政区劃は、どのようにうつりかわつていつたのであろうか。

◎明治元年四月二十九日

三河裁判所を豊橋に設け、幕府の直轄旗本の領地、社寺の領地を支配した。

◎明治元年六月九日

三河県を宝飯郡赤坂に置き三河裁判所の事務をひきついだ。

◎明治元年六月二十四日

三河県を廃し伊奈県に合併した。

◎明治四年七月十四日

三河県を廃して額田県を置いた。

◎明治四年十一月十五日

藩を廃して県を置き全国を三府七十二県とした。

碧海郡地方の藩と県との関係

西尾藩 西尾県 松平乗秩

大参事
藩知事

岡崎藩 岡崎県 本多忠直

西端藩

西端県

本多忠鵬

〃

重原藩 重原県 板倉勝達

菊間藩

菊間県

水野忠敬

〃

刈谷藩

刈谷県

土井利敬

大参事
藩知事

挙母藩

挙母県

内藤文成

〃

◎明治五年一月

名古屋県（尾張）額田県と合して愛知県とした。これを大区制にし九大区に分けた。（関係分）

第二大区 碧海郡

第十一大区 幡豆郡

第三大区 幡豆郡

◎明治九年八月二十一日

第四大区 加茂郡

いままでの大小区を廃し十八区に分けた

◎明治五年十一月二十七日

第八大区 加茂郡（設樂郡の内十三カ村）

第九区 碧海郡全部

第九大区 碧海郡

第十二区 加茂郡（西加茂郡）幡豆郡

農業政策

明治政府は廃藩置県を断行し新しい行政区劃はできたが、財政難には悩まされ通しであつた。安定した歳入の途を開くため、明治六年に地租改正を行うことになつた。簡単にいうと新政府も幕府と同じように農民からの貢租を財政の基礎にしようとした。しかしそれはいままでのような年貢とは違つて、現物納（米で年貢をおさめる）でなく、金納（税として金で出す）とされ、年々の收穫の何割ときめられていたのが、地価の3%と定められたために、年々同額の租税を出すようになった。貢納義務者

がいまままでのように耕作者でなく、土地所有者と定められたことなどが、大きな相違である。政府はこれによつて年に一定の額の金納地租をかく保することができ、財政は安定した基礎の上にたつことになった。

小作料は收穫の六割を越え、地租としてはその中の半分位を金に代えて納めればよく、利益をうけたのは、地主であつて、働く農民は幕府時代と少しもかわらなかつたようである。

新時代は地主に対して土地の所有権を完全にみとめることになり、官有地と民有地との二大別を生じた。そして政府・地主の原野の開こん・河川の改修・浅瀬の干拓を試みて増産を全国的にはかるようになった。かうした氣運の中に都築彌厚の郷土開拓の精神は伊予田与八郎、岡本兵松にうけつがれることになった。

(2) 伊予田与八郎の人物と事業

名は宗綱、通称は与八郎といつた。文政五年四月八日（一八二二年）碧海郡阿彌陀堂村（碧海郡上郷村大字阿彌陀堂）の清水伝右衛門の三男として生れた。小さい時から親戚の伊予田喜右衛門に養われ嗣子（あとつぎ）となつた。伊予田家は代々農を本業とし、上野手永組三十三箇村の大庄屋をつとめていた。与八郎は長じるとその職をつぎ、岡崎藩主の命をうけその領地一万石の采地さいちを管理すること



伊予田与八郎像

になった。そのころ采地の碧海郡栗寺村^{あわでら}・

下村・馬場村^{ばぐ}などの四カ村は矢作川の水

砂がつもりつもつて地形が大へんに変り

常に排水がきわめてわるく、ことに長雨・

大雨の時には矢作川の水が増水して、湧

水がおびたゞしく出て、稲田は忽ち水面

下に没して農家の苦心も全く水の泡に帰

してしまふことが度々であつた。又矢作

川の堤防が決壊する時などは附近一帯は

泥海となつて收穫は皆無となつてしまふのである。この時、栗寺村に伊与田善兵衛という人があつた。

嘉永三年三月（一八五〇年）悪水路開さく工事の計画を立てて領主岡崎藩の本多美濃守に願を出した。

慶応二年本多美濃守にふたゝび願ひ出た。善兵衛は当地ばかりでなく碧海郡安城村外七十二カ村、西

加茂郡一カ村、幡豆郡十一カ村、合計八十四カ村に亘る大きな計画であつて、碧海郡高浜村（碧海郡

高浜町）の海面まで測量し水を落す計画であつた。当時は諸藩の領土がいりみだれて岡崎藩のみの力

ではどうすることも出来なかつた。善兵衛はこの惨状を見るにしのびずついに四カ村の村吏と共に庄屋の伊予田与八郎に依頼した。

与八郎は大いに賛成し、早速善兵衛と同道し実地を見聞した結果、水路の予定を拡大し安城町はじめ桜井村に一線を掘れば、約十萬石の生産を得るということを考へてその水を矢作川下流に放出する計画を立て、水量の不足は矢作川の水を分流することによつて補おうとし、東奔西走し苦心さんたんその実現を図つた。

そこで密かに他領に入り夜間測量を試み、あるいは雨天を冒して実地を踏査して、ようやく粟寺村外六カ村の同意を得てまた岡崎藩主本多候に願をさし出したのであつた。藩主は与八郎を呼び出して事実をき、決心のほどを試みたのに、与八郎は身命をなげうつても実行する固い決心を示したので牧奉行はじめ代官を主任としてこの事業に協力させた。ところが板倉候（重原藩）の奉行関野清一郎をはじめ開さくの事を喜ばない者が多くあつたので与八郎は幕府代官赤坂出張所に訴へ、安政元年（一八五四年）赤坂出張所元締阪田芳助の実地検査を受け許可を得ようとした。しかし事なるのはつねに困難と障害が起る。多くの反対にあつてついに許可を得ることが出来なかつた。しかしかれの一度もえあがつた郷土社会のための土地改良の熱情は少しも消えなかつた。一度や二度の失敗や困難にま

けず公益で与八のために地域社会公益のためにやりとげていくところに、これら先覺者の偉大さがあ
る。そこで与八郎は岡崎藩よりの手を通じて、尾張藩に依頼し、大藩の力を借りて本工事を成功させ
ようとし、尾張藩の書面を添えてもらい、中泉代官に願ひ出た。慶応二年十月（一八六六年）幕府は
勘定役大島東一郎・普請役長島・井上等を派して地理を見聞せしめた。この時、板倉領内の検地をし
ていた時、野田村神樂山（碧海郡依佐美村大字野田）に至った折、領内の農民は数千のむしろ旗をお
し立て、竹槍・鎌をもつて幕吏の検地を妨害した。神樂山事件といわれているのはこれである。よつ
て幕府の力でもつて、本多（岡崎）・板倉（重原）・土井（刈谷）の三藩護衛の下で測量し十一月三日
に至つてようやく終つた。



神樂山事件当時の竹槍

慶応三年九月（一八六七年）幕府はさらに中泉代官大
竹庫三郎をつかわして実地検分をなさしめたが決定す
るまでには至らなかつた。こうして与八郎の苦心さん
たんの計画はみのつていつた。しかし明治維新となり
世の中は一変し、額田県が廃せられて愛知県となり、
また中絶してしまつた。この時碧海郡新川町鶴カ崎（碧

南市新川町）の岡本兵松は五箇野カ原（碧海郡明治村大字石井）から起つて都築彌厚の遺図を大成しようとして計画し与八郎の計画と合流し、さらに新政府下の愛知県という官庁がこれに加わり、期せずして西三河を開拓せんとする一大計画にまで発展した。岡本兵松とはいかなる人物であろうか。

(3) 岡本兵松の人物と事業

兵松は文政四年八月五日（一八二一年）碧海郡新川町鶴カ崎（碧南市新川町字鶴カ崎）に生れた。幼名を篠吉しのきちといい、同村の岡本友蔵の養子となつた。嘉永二年九月十五日（一八四九年）、年二十八才の時、幡豆郡錦城町きんじょう（幡豆郡西尾町字錦城）の士族山内右衛門の妹そみを妻とした。

家業は農業の傍ら、味噌醬油製造業を営み、南部屋となえ廻船問屋をも業とし、その上菊間藩の御用達をつとめていた。いわば地方の豪農であり、事業家であつた。元治元年（一八六四年）兵松は都築彌厚の五男増太郎所有の、五箇野カ原の山林約十五町歩を買いとりこゝに移住した。そして移住者たちに、農具・種子を分ち与え農業に従事せしめた。井戸を掘り、蒸氣力で水を汲む設備をしたけれども、用水の不足のために定住する者がなかつた。たまたま城カ入村（碧海郡明治村大字城カ入）の榊原吉彌さかきばらきちやが文化年中、都築彌厚の測量した明治用水設計図を渡したので兵松は喜び、安政五年（一八五八年）から数回にわたつて幕府方へ願を出した。元治元年（一八六四年）家を弟篠助しのすけにゆずり改



名して兵松といい、用水開さく工事に専念することとなつた。こゝに彌厚の遺業が再びうけつがれ兵松はこの設計につき

彌厚の目論んだのとは、多少変更した。

松 像
それは矢作川の川床が彌厚の設計したの
本よりも一米も上昇しているので越戸村よ
岡り分水する必要がなく、その上西加茂郡
には開拓する土地がないので下流の西加
茂郡今村（西加茂郡拳母町大字今村）か

ら分流して安城町大字大浜茶屋から、桜井村に導き、矢作川本流に落すという計画を立てた。明治元年（一八六八年）のころから、京都民政局・豊橋裁判所・三河県・伊奈県足助支庁・額田県と（このころは明治維新で行政機関が度々変つた）、用水開さく工事の請願をしたが、許されなかつた。その間の苦心、苦労はまことにさんたんたるものであつた。しかし前にのべたように機が熟し、矢作川水路開さく調節工事を企てていた伊予田与八郎と兵松がここに協同することになり設計を立て、明治五

年十二月十日（一八七二年）許可を願ひ出た。兩人が協同してやるようにすすめたのは、愛知県令であつて、こゝに官の援助をうけるまでにすすんできたのである。ここまでこぎつけた伊予田・岡本のこれまでの血のにじむ努力と熱情と苦心は利害を越えた社会公共のためへの高い理想にうちこむ尊い姿といえよう。

明治六年三月十八日（一八七三年）生田参事・高原権ごんちゆうぞく中属など実地に調査し、測量を行つたけれども、その工事費があまりたくさんかかるので、実現することが出来なかつた。明治九年（一八七六年）安場保和ばやすかずが愛知県令となつた。安場は深くこの堀割の事業の地域社会に有益であるのを見て協力し、県官黒川治愿じけん、第九区长（碧海郡長）市川一貫などを通じて民にねんごろに了解させた。二三の村の反対はあつたが、黒川らの力添えでこゝに始めて農民は大いにさとり、異議のないことを示し協力するようになつた。

明治九年九月になつて許可になつた。兵松・与八郎をはじめ、関係者の喜びは言語に絶し、おどりがる歡喜の思であつたであらう。しかし物事はつねに新に障害が加わる。そこをつきぬけなければならぬ。しかし工事費は実に七万五千七百四十円余の巨額に上り、出願人あるいは民力によつて出金することはとうていできなかつた。今度は用水工事の経費につきいろいろ難関にぶつかることになつた。

兵松はすでに今までに自分の財産や親戚の財産までも費し、工事資金に窮してしまつた。そこで名古屋・大垣・近江・大阪などへ出かけて金のくめんに奔走した。伊予田・岡本の至誠に動かされ、明治十一年（一八七八年）金主方の投資を得て、四百八十八町歩の溜池敷地及官林を与えるという約束の下に許可された。時に明治十一年三月十八日（一八七八年）であつた。

（註）金 主 方

田中勘七郎 額田郡岡崎能見町（岡崎市）

本多兵三郎 ひょうざぶろう 碧海郡新堀村（碧海郡矢作町）

加藤太兵衛 海西郡福原新田（海部郡立田村）

黒宮許三郎 もとさぶろう 海西郡山路村（海部郡立田村）

中根 祐 たすく 額田郡六供村（岡崎市六供町）

ついに右の五名の投資者を得て、いよいよここに実現のはこびにいたつた。県官荒木講三郎、浜島豊主任となり、黒川治愿がこれを統轄して工事に着手し与八郎また現場の指揮督励に当り明治十三年四月（一八八〇年）に至りようやく西加茂郡今村（西加茂郡舉母町大字今村）より碧海郡安城町大字今上倉池まで水路が開通した。その後明治十七年六月（一八八四年）に至つて明治用水開さく工事が全く竣工した。与八郎はこのために多くの費用をつかい倒産し、家族離散の不幸を見るに至つた。明治二十八年二月二十七日（一八九五年）七十四才を以てついに歿した。岡本兵松自身も完成の年八月、永年の疲労から動脈症にかゝつた。十七年ごろ全く落ちぶれの身となり、病床にしんぎんするように

なつた。雜木林の西三河一体を美田化した経世済民の二人の先覚者に報われたものはこれであつた。いかにかれらが全身全靈をうちこみ、私をすてあらゆるものを犠牲にして経世済民のため社会のために努力してきたかが知られる。しかしこのような偉業がうずもれるものではない。世に通じないことはない。至誠天に通ずる。明治十六年十月（一八八三年）藍授褒賞^{らんじゆうほうしょう}を賜り、また明治二十三年（一八九〇年）尾三の地に（尾張・三河）明治天皇大演習統監のため御出でのさい、拜謁を賜つた。岡本兵松は病のため辞退した。一地方人が陛下に拜謁を賜つたことは、当時の日本の状態からいえば、破格ことであり、いかにかれらの事業が偉大なものであつたことが知られるであろう。日夜灌漑する明治用水の配水区域の一万余町歩の住民は、いまに愛敬の念をもつて年々祭を行つていると同時に、有形無形の中にあたえた社会教化はやがて西三河一帯にいろいろの美風をもたらしめている。近代的技术をとりいれるに不十分なこのごろ、くもの巢の如く用水路延長七十余里のもとをなす明治用水のこの大土木工事はどのようにして行われたのであろうか。明治新政府の勸農政策として、愛知県が自ら工事にあたつたことが、工事を一面はかどらしたことは見逃せないであろう。かくして明治用水の大工事は明治十二年一月二十八日（一八七九年）いよいよ着手せられた。愛知県よりは黒川治愿が総監督で、土木係の榊原・青山・浜島・荒木などの県官のメンバーによつて手が下された。まづ加茂郡今村

(西加茂郡拳母町大字今村) 地内の矢作川分水口から測量と同時に場割入札を行つた。

今村分水口を水源としその開口に(開いたり閉じたりする水門) 幅七・三米(四間) 長さ二七・二米

(十五間) の杓樋を伏せこみ一番杓とし、扉を開き用水を引き入れ、あるいは矢作川洪水のさいにはこれを閉じて、水害を防ぐしくみであつた。そのかたわら矢作川に一八一八米余(一〇〇〇間)に亘る長い堰(水の流れをふさぐところ)を鎮石でもつてきずき上げ、一つの堤防で本流の水をせき止めるのである。水量が増せば堰扉(堰のとびらが自然に開いて水を調節することが出来る。また水量の少い時はこの扉を閉じ水を用ゐる方へ入るようにこしらえた。碧海郡渡刈地内(碧海郡上郷村大字渡刈)に至り幅七・三米(四間) 長さ二一・八米(十二間)の杓樋を伏せこみこれ之を二番杓とし洪水のさい一番の樋が破損してもこれを防ぐしくみになっている。なお暴風雨急水などで一時に



明治用水堰扉の遠景

水の増した時はこの一番、二番の樋の間で矢作川へ吐き出すのである。

また渡刈村上の切郷の入口に至つて三番の杓樋を伏せて洪水を防ぐようになってゐる。つぎに鴛鴨村おしかもと永覚新郷えかくしんきやうの境（碧海郡上郷村）に約六三六・三米（三百五十間）の低い谷があつて土地が急に低く、狭間はざまであつた。よつて敷五四・五米（三十間）高さ六・一米（二十尺）の幅一八・二米（十間）の堤をきずき上げ、これに底面七・三米（四間）の水路をこしらえた。本事業中の最大の工事であつた。下流の広畔ひろはた（碧海郡上郁村）に至つて知立用水という一水路を開いた。後にこれを西井水路（西井筋）といい、下流十八カ村に亘つてゐる。本流は広畔新郷地内・里村地内・大浜茶屋村地内（碧海郡上郷村安城町大字里大浜茶屋）を通り東海道を横ぎり今村地内（碧海郡安城町大字今）に至つたのである。明治十三年四月六日流水したのが最初で、四月十八日盛大な開通式をあげた。その後安城と今の境（碧海郡安城町大字安城字曲尺手かねのて）から東西二流に分かれ西水路を甲の新用水路（後に中井筋）といい、今村はじめ十カ村に配水され衣カ浦湾に入つてゐる。又東水路を乙の新用水路（後に東井筋）といい安城村はじめ五カ村に灌漑し矢作川へ落し、なおこの水を矢作川を樋管ひかんにして川面を貫き（後川下を貫く）（幡豆郡十一カ村平坂町寺津町）に灌漑できるようにした。これを明治用水といい、あるいは明治川と名づけた。本用水の幹流十三里、支流十八里余、橋梁の数六百二十余カ所であつた。そして

田畠・宅地・山林原野すべて反別七十余町歩（関係区域三郡十六カ町村）を灌漑することになった。

総 工 費

明治用水路工事費記

碧海郡明治村大字榎前
齋藤勘吾氏所蔵

明治十五年十二月二十一日（一八八二年）

一、明治用水路工費

金五万六千三百四十七円五十四錢四厘

一、外

金八万七千百五十四円二十三錢九厘

合計 十四万三千五百一円七十八錢三厘

官の援助保護の下に行われたが、資金面はほとんど個人の負擔の形で、岡本・伊予田の奔走による田中勘七郎外四名の出資で、しかも県は出資者に代物賠償として用水開さくの結果不用になった官有溜池四百八十八町歩を与えたので、郡民の人々は一錢の負擔もなかつたことは、いままでの開墾土木工事史の上に類を見ない特徴といえよう。これだけ岡本・伊予田を中心として、出資者の協力に苦心と努力がはらわれたのである。

◎工事灌況聞書

近藤梅吉氏

碧海郡高岡村大字竹
安政四年生 当年九十三才。現存
昭和二十五年六月十六日聞書

私は明治用水の堀割の時は二十才か二十一才のころであつた。工事は本流渡刈地内（碧海郡上郷村大字渡刈）の堀割で仕事に出かけた。竹村から渡刈の現場までは約六軒（一里半）ばかりある。ちょうど冬の最中で多分明治十二年と思う。午前四時ごろに起きるのであるから眞暗らである。食事をすませ五時ごろからあるいて現場まで一時間半、七時ごろ向うへつき七時半ごろから仕事にとりかゝつた。この時ようやく朝日が少し登つたところで、まだ大地は冷えきつてゐる。大体十時ごろまで仕事をやりちやのこ（十時ごろの辨当）をとり少し休み、それから二時ごろに又飯で（ひるめし）少し休み、五時ごろのまつくらになるまで働いた。もつこというもので土をはこんだ。鍬も巾のひろい頑丈にできている一貫匁もある重いものであつた。寒中であるが汗びつしよりだ。仕事を終つて家へ帰るのは八時半ごろになつてしまふ。辨当は四食分、四回（あさ・十時・二時・夕）も食べる。それは自分持ちで一日働いて普通十八錢位であるが、私は二十五錢もらつた。大へんにうれしくて今も忘れることはできない。そのころは白米一升四錢五厘から五錢五厘であつたから、米五升分もらえたら大したもの

であつた。なかなか仕事はえらかつた。伊予田さんとか、岡本さんとかいう方は一日おき位私らの仕事を seen にこられたものだ。かくて官・出資者・郡の人々により①溜池の四百八拾八町歩開墾田②山林原野三千三百六拾五町水田③やせ畠四千五百六十一町歩水田④耕地千二百町歩井敷良田⑤灌水田三千二百八十八町歩良田 の西三河一帯を美田化することになつた。

(4) にしざわしんぞう西澤眞蔵の事業

I しだれようすい枝下用水の起源

かうして郷土開発は、新政府の援助の下に各地に行われたが、明治用水開さくは碧海郡を中心とした地方の農村開発のもとをつくつたが、さらに一面西加茂郡・碧海郡二郡にまたがる西三河山間部の荒無地の開墾が企てられた。

明治十年ごろ（一八七七年）西加茂郡越戸村の人藤井東四郎・塚田兼吉ならびに同郡花本村の水谷清藏・大岩惣十・大岩惣六・大岩五六・安藤与重の七名の者が協力し、地方開発のため、矢作川から水を分流して堀割工事を企て非常な困難と欠乏とた、かいながら、たびたび時の県令に歎願し、ある時は内務省に出頭して事情をのべ、明治十三、四年ころに至りようやく事業の有利であることが認められ、明治十六年に西加茂郡西枝下にししたれを水源として同郡越戸こしど字岩波いわなみ（西加茂郡猿投村）に至る水路約二七

二七米（千五百間）が竣工された。これがため七名の者は家産を失い継続して工事をする事ができ

ず、涙をのんで事業を中止するのやむなきにいたつた。これが枝下用水の前身で

像 開さくのはじめであつた。

蔵 II 西澤眞蔵の人物と事業

眞 西澤眞蔵は滋賀県愛知郡八木庄村大字

澤野の々目の人である。弘化三年十月（一八

西 四六年）に生れた。家は綿布商で祖先か

らの業をうけつぎ、尾張や三河の綿布を
買いとり、これを大阪の本店に送り、な



お九州長崎にも支店をおき、鹿児島方面にまで販路の道をひらいた。生来眞蔵は正直で腹の太いところがあつた。また一面細い点に注意し日常の生活はずいぶんきりつめて節約していた。

しかしその志すところに向つては万金をなげうつてもおしまない風があつた。明治十六年（一八八三年）大阪銀行創立に発起人となり、翌年島根県松江の第七九国立銀行の危機をすくい、後大阪銀行と

合併し、翌十八年大阪北浜に雜貨商部を設けて専らアメリカ合衆国のサンフランシスコに輸出し製品を販賣していた。次いで同十九年製絲場を網島つなしまに設け翌二十年洋服会社溫見社を大阪に建てるなど、つぎつぎにこのような新事業を企てた。こゝに年と共に私財が増し經濟界に重きをなすようになったこれより先、明治十六年越戸字岩波まで開さくした水路がそのまゝ中止してあつたのを、明治十七年五月に県は継続事業として越戸・花本・荒井の三大字（西加茂郡猿投村）に命じて県費四百円の補助を以て同年十二月になつて開さくした。けれども事業が大きくその上資本が乏しくまた中止せざるを得なくなつた。明治二十年（一八八七年）愛知県知事勝間田稔かつまだのりはその事業の中止されているのを残念に思い資本家を物色中、折よくこゝに西澤眞藏のあるのを知り勧誘し、直接この事業の遂行を希望したのである。西澤はすでに綿布の買付などで当地方の状況をほぼ知つていたので、直ちに実地を視察したところ、將來有望の土地として開拓に一役買おうとこの事業をひきうけ着手することゝなつた。

Ⅲ 工事の概要

西澤がこの事業を行うにあたつてまず勝間田知事と契約を結んだ。

◎工事竣工後はその代償として用水沿線の官有林一千六百町歩の拂下げをすること。

◎開さく後不用になる從來の溜池床地を無償でゆずり渡すこと。

◎水利権は永久に西澤個人にすること。

右の条件の約束が成立し西澤はまず土地を測量し、その高低を測り、区域を按分して工事を四区に分け継続事業として水路の開さくをはじめた。岩を断ち、溝を掘り石をつみ堤をきずき何万人もの人夫を使い前後七カ年を費してつぎの四区の工事を終つた。

◎水路本流（枝下用水本線）

西加茂郡猿投村大字西枝下から矢作川の水を分流して大字越戸西大戸から挙母町大字西山室に至る二一・一三一籽（五・二里）明治二十二年（一八八九年）に竣工。

◎東用水路

西加茂郡挙母町大字下市場から分流し碧海郡上郷村大字永覚新郷えかくしんごうに至る九・三〇二籽（二・四里）明治二十三年（一八九〇年）八月竣工。

◎中用水路

西加茂郡挙母町大字下市場から分れ、碧海郡安城町大字里に至る一〇籽（二・五里）明治二十五年（一八九二年）八月竣工。

◎西用水路

西加茂郡拳母町大字拳母字釜カ淵から碧海郡高岡村大字駒場こまばに至る一三・三六四軒（三・三里）。

明治二十七年三月（一八九四年）竣工。

以上の四水路で総延長五三・七九四軒（一三・四四七里）を開さくした。初めの予定金額は六万五千七百円であつたが実際の工費は十万余円を要し、その間七年間の工事中暴風洪水のために欠潰個所の復旧費などにも十万円も要し、総工費二十余万円にも達し予定設計より約三倍余もかゝつた。これがため西澤は費用の支出に困りついに郷里の財産は勿論自分の経営する商店の資金もことごとくこの費用に投じ尽して、なお不足しているので親戚に依頼して資金を調達した。その間の苦心は想像にあまりあるものがあつた。しかし竣工後においての代償契約の一つであつた官有山林はその後御料局用地となろうとし、なお勝間田知事の転任により主務省の交渉が思うようにならず、西澤は県庁に出て先約を主張し、ようやく交渉の結果僅かに六百九十町歩の低価賣下げを得たのにすぎなかつた。その他不用溜池の床地十一町歩（見積金額二万八千円）と水路の配水料（一万八千円）とを合しても約四万六千円にすぎなかつた。明治二十七年十二月には永久に亘る水利権もわずか三万円の代償で堀内ほりうち信にゆずり渡すのやむなきに至つた。眞藏の意中察するにあまりあるものがある。翌二十八年七月、堀内信はさらにこの水利権を皆川礼みなかわれいにゆずつてしまつた。同二十九年五月に皆川は起業者眞藏にゆず

りもどすことゝなつた。西澤は「自分は官庁の言を信じて巨額の資産を失つたけれども幸にも一望の荒野が美田となり国の富を増したことは喜ばしい」と人に語つた。ついに積年の心労で病にかゝり、明治三十年三月一日（一八九七年）五十一才で歿した。前後二十余年、二十余万の費用を投じて一千六百十余町歩の面積を開拓した西澤の功績は全く偉大なものといわなくてはならない。また最初この事業を計画し工事に着手した本枝下用水の創始者藤井東四郎外六名の功績に対しても感謝しなくてはならない。かくして世のため社会のためにつくしつとも自らは財を失い、前後二十有余年の努力もその水利権も他にわたさざるを得ない悲境の中に、荒野が美田となり国の富をまし、地方にやくだつたことを喜んだ彼の態度は、まことに社会改良家としての英姿といわなくてはならぬ。西澤歿後、長子眞太郎が家を継いだ。亡父眞藏の遺した借財は巨額に上り年々関係の水田から入る水利権の利益をもつても支拂うことが出来ず、又利息も年々かさみ、ついに明治三十一年三月、眞藏の買いもどした用水権をふたたび河村隆実^{たかみ}にゆずり渡すの悲境に至つた。同三十五年一月（一九〇二年）河村は水利権を枝下普通水利組合にゆずり渡した。同組合はさらに補助用水路の完成につとめた。

◎^{こま}駒場^ば線

碧海郡高岡村大字竹を水源として大字若林・北中根・花園^{はなぞの}などをへて駒場に至る延長四・七二七軒

(一・二里)。明治四十四年(一九一一年)竣工。

◎和會線

碧海郡高岡村大字西田新田より大字上野をへて和会に至る延長三・九二七杆(約一里)、明治四十四年(一九一一年)竣工。

◎吉原線

碧海郡高岡村大字竹から大字若林地内をへて大字吉原に至る延長二・一八一杆(〇・五五里)、明治四十四年(一九一一年)竣工。

大正十五年一月(一九二六年)下流にある明治用水普通水利組合と合併し、こゝに大規模な灌漑用水として全国屈指の大用水となつた。西澤個人の経営になつたこの用水ははしくも永く人手に転々として渡つたが、一千二百町歩の荒地開墾は新田と前に開かれた田地四百六十町歩、合計一千六百六十町歩の耕地を灌漑する用水の恩恵これよりの増収米は実に三千三百二十石、年々歳々豊穰に收獲を収め、永遠にわたる国土増産に役立ち、また地方民の受ける恩恵は測り知ることが出来ない。実に西加茂郡、碧海郡両郡の關係村民は眞藏の功業を徳とし、各地に碑をたて、毎年上挙母万徳寺にて祭典を行い、報恩と社会教化に役立っている。

二、明治用水の經營はどのように發展していったか

1. 用水の管理と運營はどのようであつたか

(一) 官營と民營

この用水を作る事業は、伊予田・岡本の発起者と、田中以下五人の金主のみで行われた全くの民間事業ではなくて、これはその当時、明治の新政府が、いろ／＼の産業を育成發展させることを考えていた政策と深い關係があつた。

県庁は工事作業と費用とを監督していて、なお県の金を一万圓出して金主の一部ともなつていたのである。この金はその後県がたびたび出している工事補助金とは性質が少し違つて、官民合辦に近いものであつた。十三年四月に一まず竣工式は行われたが、それは幹流だけであつて、田に充分な灌漑を行つて利益を与えるためには、まだ数百の小幹流と、小流の堀割を必要とし、それには巨額の工費と、数多の年月を要するだけでなく、さらに新田の配水料を発起者・金主等に永く委せて徴收させ、それを工費に充てさせていると、かならず配水を受ける農民との間に争いが起き、問題となると県で考えていた。産業を育成發展させる大事業で、しかも多くの人々が是非必要とする事業を、民間の個人に

経営させると、自然に営利事業となつて弊害が出るという考えから、なるべく政府で経営しようとしていた。それでこのような方針に従つて、愛知県も用水の運営を県の仕事として行うことにした。そのために、すでに集まっている配水料のうち一万四千余円、県の加入金一万円、不用になつた池床（溜池の敷地）及原野の内四百八十八町歩の土地に二十五年間無税として、発起者と金主に与えて工事費の代りとし、その功勞に酬いた。水路の敷地は、県有地とし明治十四年から十八年まで、明治用水の工事は県で行い、さらに数多くの小幹流を堀り、配水料は県で徴收し、水路の維持費だけを関係農民の負擔とした。

しかし事業を運営して行くのに、県が自分の力だけで、又自分の方針だけで行つたのではなく、世話役（明治14・2）、井筋取締（明14・11）、井筋総代（明14・12）、正副総代西中東各井組総代（明15・11）と名称は時々變つて行つたが、民間から代表者を選出して、意見を聞き、仕事の一部を分担させ、用水の仕事、ことに配水が公平円滑に行われるようにした。なお水路を維持するのは農民であるから、その費用を、どのようにして、どのような割合で割付けるかを決定するために、明治十五年四月には、連合各村の地主から一村一名の議員を選出し、八ッ橋村（知立町大字八ッ橋）の淨教寺という寺で議會を開いて、「費用賦課徴收法」という水田の種類にしたがつて、各自が負擔する費用の

比率を決定した。不完全であつたが、一部分の代表、合議制をとつていた。事業が軌道に乗り、民間の力だけで、やつて行ける見込がつくと、それを実際に要したよりも少い金額で民間に拂下げるといふことが、明治新政府の政策であつたので、明治十八年六月に、愛知県は五千五百円で民間に払下げるといふことを示した。それで関係者は十九年から二十一年迄の配水料を先に徴収して、その金で県から買受けて、個人達の経営でない、又官営のものでもない、自分達の手で運営するものとした。そして明治二十三年に水利組合条令が公布されたので、明治三十年六月一日、現在の明治用水普通水利組合が誕生したのである。

枝下用水は、明治二十六年一まず工事は竣工したが、流水量は所期の半分もなく、なおその上今後必要とする経費と修理費とが多大なために、企業者は三者に転々としてうつり、ついに明治三十一年三月、東京の河村隆実の所有になり、後三十五年二月に、西加茂・碧海両郡に互る水利組合が組織された。ところが、組合は当時地主の希望で組織されたものでなかつたために、行政上の紛争が絶えず、とくに利権・水利工作物を河村隆実から買収する契約代金について、両郡の意見が異つて紛糾を続けたが、三十六年になつて、和解契約を結んで解決を見、これ以後事業は組合経営となつた。

(二) 組合の經營

明治二十三年に、法律第四十六号水利組合条令が公布され、三年六月一日に明治用水普通水利組合として発足した時、組合の運営は二十六名の組合議員の手によつて行われた。議員選挙権は組合灌漑区域内に土地一反歩以上を選挙期日前満一年以上所有している、満二十五才以上の男子組合員が持つており、全灌漑区域三郡十四町村百二大字を全選挙区に分け、任期は四年であつた。運営の大綱方針の決定は議員の手にあつたが、組合には管理者があつて、碧海郡長がこれに當つた。後になつて、大正十五年六月郡制廃止後は、安城町々長が管理者になつている。そして直接の行政事務処理は四人の常設委員に委任された。常設委員は管理者の推薦か、組合会の選挙で選任され、任期は四年で二年毎に半数が改選されたが、細務は書記・技術員などの有給吏員が當つていた。

大正十五年枝下用水との合併によつて、選挙区を整理し十三区にし、議員定数を三十七人に増加し、議員選挙権所有者の範囲を、枝下用水が一畝歩以上の所有者であつた関係から、一反歩以上を五畝歩以上の所有者に引下げて範囲が拡大された。その後昭和四年、十年に改正せられ現在では、三郡十六町村百七十大字を十四の選挙区に分け、議員定員は四十一名である。四名から五名に増員された常設委員は、昭和二十四年二月以降は、議員中から選ばれ、総務Ⅱ八名、土木Ⅱ八名、水源Ⅱ七名、配

水Ⅱ八名、造林Ⅱ七名の五委員会を構成して、各業務を運営統轄をしている。又議員の中から、議長一名、副議長二名を選挙して議員総会、日常事務を総轄している。

(三) 經營の費用

組合の収入は基本財産からの収入もあるが、それはごく僅少なもので、毎年の予算の大部分は組合員からの配水料でまかなわれるが、どの田にも反別割に平均するものではなくて、田の種類に依つてその賦課率が異つている。旧枝下用水では、さらに上流部中流部下流部と別けて、地域差も田の種類を加味され、上流の方が率は低かつた。合併以後、旧枝下用水地域のこの上下流の地域差率は廃された。配水料として賦課徴収されるのは、土地の所有者であつて、その直接の耕作者ではなかつたが、昭和二十三年以後からは、直接の耕作者が配水料を支拂う規定に改正せられた。一反歩当り配水料を決定する比率は土地によつて異り、いまその変せんをあらわすつぎの表の通りである。

明治15—22		明治23—大正4		大正5—昭和22		昭和23—24		昭和25		旧枝下用水	
地種	率	地種	率	地種	率	地種	率	地種	率	地種	率
新規配水地	10	配水地	10	第一種地	10	第一種地	10	10		新田	10
池床地	12	池床地	5	第二種地	7	第二種地	7.5	7		池床	5
池掛地	1	池掛地	2.5	第三種地	5	第一種地	10	10			
		井掛地	1	第四種地	2.5	第二種地	7.5	7		古田	0.5
				第五種地	1	第二種地	7.5	7			

地種の区別は、明治年間にはつぎのようである。

配水地。新開墾地で灌漑の許可を得て加入した土地。

池床地。用水開通後溜池が不用になつて干拓された土地。用水開さく願人へ功勞によつて無償で下渡した。(四八八町步余) 願人または願人の家督相続人からの所有に移つた場合は配水地なみとなる。

池掛地。以前溜池で灌漑していて、用水開通後用水の灌漑をうける土地。

井掛地。以前井堰で灌漑していて、用水の開通後用水の灌漑をうける土地。

大正五年にいままでの配水地Ⅱ第一種地、池床地Ⅱ第三種地、池掛地Ⅱ第四種地、井掛地Ⅱ第五種地、と名称を変更し、このほか俗に古田といわれる昔から水田で用水開通後用水の灌漑を受ける土地Ⅱ

第二種地を加えた。

昭和二十三年に第一種地（従来の一種・三種）第二種地（従来の二種・四種・五種）別に変更し現在に至っている。

明治十五年決定の比率と、明治二十三年のそれとの間に非常な差異が見られる。配水料の比率が12の率から5の率となつた。それは、用水開さく願人へ、功勞によつて無償払下せられた池床地の配水料が大幅に引下げられたことで、これは先覺者への報恩感謝の念のあらわれである。昭和二十三年の改正は農地改革によつて生じたための事情の変化に應ずるものである。

配水料金の額は用水開発当初は工事費に充てるために非常に高額であつて、通常の配水料と認めることは出来ないが、一反当二円と定めており、工事費が欠乏したために、明治十四年四月に未開墾地（池床地を除く）の配水料を前收として、十四年（一円七〇錢）十五年（二円一〇錢）、十六年（二円五〇錢）、十七年（二円九〇錢）、十八年（三円二〇錢）の割で徴集することとして、十四年に未開墾地開拓配水料を前收して、工事費に補っているが、これは正常の配水料ではなく、特別のものでそれ以後の配水料とは比較はできない。組合結成以後、前記比率に従つて徴集した一反当配水料金の累計比較はつぎの通りである。

年度	地種	明治	〃	〃	大正	昭和									
		三〇	三五	四〇	元	五〇	元	五〇	一〇	五〇	一〇	五〇	一〇	五〇	二五
配 水 地	円	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
		二四、五	五九、四	四〇、〇	四〇、〇	六〇、〇	一六、〇	一八、〇	一八、〇	一八、〇	一〇、〇	九〇、〇	八〇、〇	八〇、〇	九〇、〇
池 床 地	円	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二
		四二、〇	八一、二	八二、六	八二、六	七〇、〇	三三、〇	九六、〇	九六、〇	七一、〇	三三、〇	七三、〇	六五、〇	〇〇、〇	〇〇、〇
池 掛 地	円	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
		一三、二五	二九、七	二〇、〇	二〇、〇	三〇、〇	五八、〇	五九、〇	五九、〇	五九、〇	五〇、〇	四〇、〇	九五、〇	九五、〇	〇〇、〇
井 掛 地	円	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五
		〇二、四五	〇五、九四	〇四、四	〇四、四	〇六、〇	一一、八	一一、八	一一、八	一〇、〇	二八、〇	二八、〇	三九、〇	三九、〇	〇〇、〇

2. 水の問題はどのように解決されたか

明治用水は竣工以来六十九年の間、平坦な道を行くように簡単に発展し、今日の隆昌を見たのではなく、多くの困難と障害にぶつかつたのである。開さくの功労者に劣らない、数多くの良き指導者と、それを理解し協力し一体となつて、発展に努力した組合加入者との協力によつて、解決されて来た多くの難問題がある。用水をめぐる地域社会の人々の美しい協同精神をみのがしてはならない。まず第一は、矢作川の水量の問題であつた。水源河川の流水量と用水必要水量との比が、充分に均衡がとれ、河川水量に充分に余ゆうがあれば、用水問題の九十パーセントは解消されてしまうのである。矢作川を見るに、

(イ) 矢作川沿岸には開墾によつて耕地面積が拡大されたこと。

(ロ) 新開墾地である上に、地質が膨軟な所が多いために、非常に多量の水を必要とする。それに対して、

(ハ) 矢作川の水源流域が広くなく、延長が短いために、多くの降雨が流入しないので流水量は豊富でない。

このために、他の用水との間の分水問題、矢作川流水量減少対策、取入口の構造等の問題が、しばしばおきて来た。

これらの問題を根本的に解決するために、少しく遠大な計画で実現不可能に見えるが、木曾川上流より引水する計画を、すでに明治二十二年に明治用水井組惣代から愛知県に申出ていたので、同年六月三日県から技師を拳母へ派遣出張させているが、これは、その後、具体的に進められなかつたらしく、表面に出ないで、その計画は絶ち消えてしまった。しかし伊予田・岡本以後続いて先覚者・指導者が出て、その精神を継承して、いろいろな困難な問題を、根本的にあくまで解決しようと努力した意図は敬服すべきものがある。

(一) 明治用水と枝下用水との合併

両用水の水の取入口の間に流水量の大きい合流する川がなく、明治用水取入口に密接に影響する地点に枝下用水が位置を占めており、また開さくの時期も近接しており、お互の間に分水規約がないので、早くから分水に関しての紛争を起し、ついに明治三十四年になつて、行政訴訟までも起して争つた。その結果、枝下用水は明治二十年ごろ設置した牛柁（水を一時堰止める構築物）、元枳樋は無願の工事であると判決され、不当な引水であることに決定された。しかしこれによつてすべて解決されたの

でなく、かえつて後に問題が残り、それ以後も引続いて分水問題は、双方の關係者にとつて紛争の種となつた。

そのような中にあつて、有識者は両用水將來の發展と西三河地方一帯の農業の興隆を念頭において、両用水は、水源ならびに灌漑地との關係上当然合併されるべき性質のものであるとして、明治四十年ころ、枝下水組合管理者西加茂郡長井深基氏は、両用水の存立上、公益上合併の必要であることを力説し、県知事に陳情する一方、両用水關係者に訴えて實現させようと努力したが、時至らず合併の氣運は、たち消えとなつた。しかしこれは早晚實現しなければならぬ問題であつた。

たま／＼大正十二・三年ころになつて、三河水力電氣会社が矢作川で發電所を設置しようとし、同時に枝下・明治用水と分水協定を結ぼうとして交渉している際に、これをきつかけとして両用水合併の氣運が起つて來た。これよりさき、明治用水の管理者岡田菊次郎氏は、明治用水も枝下水も、ほぼ同一地方を灌漑しているにもかゝらず、しば／＼紛争を起しているのは、この西三河地方一帯發展のために癪であると考え、合併の時機の至るのを待ち、その實現に苦心を拂つていた。なおまた、枝下水側にあつても、その經營上合併を望む者もあつた。しかしながら始めは両用水合併については配水系統の相違と、組合員の配水料負擔に反当り約三円の開きと、從來からの感情の行き違いのため

に、多くの議論がでて、困難を極めた。しかし両用水の管理者・組合幹部の達識、熱心な指導、適宜な処置と、組合加入者の美しい理解協力に依つて大正十三年九月二日に、多年の懸案であつた合併の契約が結ばれた。これは用水及び同地方の永遠の発展の基礎をさらに強化したものであり、大正十五年一月一日に、事実上の合併が行われた。

(二) 下流水との交渉

枝下用水取入口から矢作川河口までの矢作川を水源とする主な用水の表を挙げると、(七二頁表参照)前にのべたように矢作川の流水量は灌漑用水として、あり余る程豊富でなく、しかも約三十七畝の間に大小約十八の用水が設けられ、その間では分水率の約定をきめておらず、またその引水設備も粗雑なものであつて、早ばつの年になると分水に関していろいろと紛争がおこり、いわゆる水喧嘩となる。しかし、約十八の用水がすべて常に利害相反目しているというのではなく、それぞれの位置によつてその度合が異つている。まず上流部・中流部・下流部最下流と矢作川古川との五つの部分に位置の上から区分される。上流部と中流部との間には、巴川・青木川・男川等が流入し、その上矢作川右岸で引水するので、上流部用水の落水が利用できるので問題は少い。最下流にある用水も、その取入口の上流に鹿乗川かのりがわの合流点と明治用水東井筋の吐出口があるので、とくに明治用水と対立することは少い。

川古作矢		部流下最		部 流 下		部流中		部流中		部流上		名 称	位 置	関 係 町 村
吉 良 用 水	古 川 用 水	新 井 用 水	藤 浪 用 水	將 監 用 水	高 落 用 水	高 橋 用 水	村 高 用 水	占 部 用 水	渡 用 水	北 野 用 水	明 治 用 水	旧 枝 下 用 水	右 岸	
右 岸	左 岸	右 岸	左 岸	左 岸	左 岸	左 岸	右 岸	左 岸	右 岸	右 岸	右 岸	右 岸		
横須賀町・吉田町	西尾町・福地村・一色町	明治村	西尾町・平坂町	西尾町・平坂町・福岡村 一色町・寺津町	六ッ美村・三和村	六ッ美村・三和村 横須賀町・室場村	矢作町・桜井村	岡崎市・六ッ美村 福岡町・幸田村	矢作町					

のような旱ばつの激しい年には、分水問題が、たんに組合の当事者の間だけでは、解決出来ず、広く

下流部の用水は左岸にあつて、上流部用水の落水がまつたくきかず、その地質が膨軟なので、反当りの用水量が大きく、さらに海辺に近いために、一定用水量以下になると、物理的作用によつて、塩分が湧き出して稲作に害をなすのである。このために、大正十三年、昭和三年、昭和十九年

一般社会問題・農村問題となり、事態は激化し、解決に暴力化し、憂慮さるべき状態に陥り、その解決に苦心されたが、上流部の明治用水の管理者組合幹部の適宜な処置、組合員の犠牲的利他心によって、解決されている。（明治用水取入口堰堤構造参照）

（三）矢作川水源の涵養と造林

矢作川の流水量の増加は、用水にとつてもとても大切な事であるが、降雨量を増大させることは出来ないから、絶対流量の増加はできないが、用水に必要な時期に平均量を増加させることはできる。この増加させる方法の一つに、その川の水源流域の植樹がある。

用水の不必要な時期に、雨が降つた場合、禿山なれば、一時に川へ流れ出てまつたく無駄になり、樹木が密生しておれば、山谷に充分に雨水がしみこんでいるので、徐々に流れ出て、豊水期と渇水期との差が少くなり、平均化して流れる。また用水に必要な時期であつても、一時に大量に流れ出ても、用水の取入口、用水路の大きさは一定であり、堰堤を越して流れる量が大になるばかりであつて、大量の割合に効果は少い。このために川の上流地域に植樹することが考えられ、その上樹木が大きくなれば、それを伐採利用できて、有利な一種の貯蓄企業ともなるので一石二鳥である。

用水の初期のころは、灌漑面積が少いたため用水量も比較的多大でなく、他の用水組合も少いたため、そ



岡田菊次郎氏

れとの分水争いも少く、堀割当時の矢作川流量で余り不足を感じなかった。現在に困却しないかぎり、未来の憂を慮かり予防策に着目する人は少く、また着目しても、植樹造林には多額の費用を必要とするために、一般はあまり積極的でなかつたが、岡田菊次郎氏はじめ将来を考える幹部の人々は、この実現を提唱して、

迂遠な説、不利な投資として反対されても、断行しようとした。委員によつて充分討議された上で、大正三年十一月、矢作川水源流域の長野県下伊那郡根羽村の地内に、五百二十五町六反歩の買収を、組合総会で決議した。

二年生の檜を毎年約十万本購入して、造林地に苗床を作り、苗床で仕立てそれを山植している。大正五年から昭和十三年まで二十三年間に約十三万余円を投じて、一応植栽事業だけは完了した。現在の

所有林面積は五百六十四町八反三畝歩であり、植栽事業終了後も毎年、たくさん費用を投じてその造林事業を維持し、補充している。

組合の基本財産をつくる一種の貯蓄事業としての植林は、すでに早く明治三十八年三月組合所有の山林地、碧海郡上郷村大字渡刈に植樹しており、ついで明治四十一年に東加茂郡下山村大字羽布に、約百町歩の杉・檜の植林をしている。この羽布の植林事業は、単に組合の基本財産を造成することのみを目的として行われたのではなく、いろいろの意味を持ったもので指導者の苦心が見られる。組合の基本財産の一半を現金として貯蓄し、一半を植林して財産の保護育成にあてるという方針が、考えられていた。それで基本財産をつくるという意味での植林ならば、反対者もないので、まず手近な東加茂の羽布に、試験的に植林した。下山村は明治用水取入口より下流で矢作川に合する巴川の上流に当るから、明治用水には利益をもたらさないが、巴川の水源涵養、流量増加は、明治用水と下流小用水との分水紛争を（下流水ととの交渉参照）和らげるので、水源涵養の必要を一般に認め始めた。このようにして直接目に見える利益である造林計画で納得させ、ついで本来の意図の方向に向かつていったのである。

現在では、四十年近くの間に苗木が材木となり、毎年の水路の修理材料、農業電気設備材料は、すべ

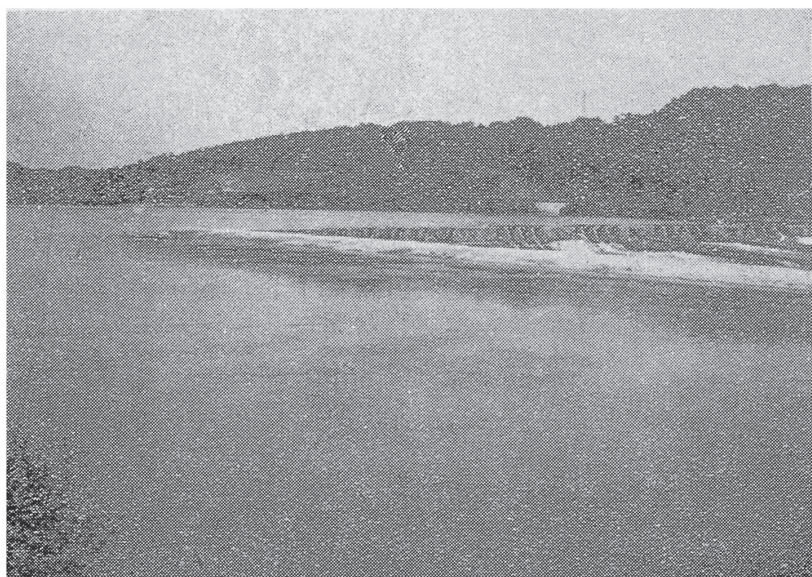
てこの材木から伐り出して自給自足ができ、なほその上間伐したものを売却すらも行われているありさまである。なお注目すべきは造林費用を計画の最初から、現在の維持造林費にいたるまで、毎年の組合全予算費用とは別に、独立して予算が立てられているということである。さらに大規模に企画されれば、水源涵養、組合基本財産をつくる目的を越えた、一つの独立した有意義な企業ともなり得るのである。組合では、今次大戦の終戦後、ただちに、木曾御料林の払下を願つて、水源流域の充実確保を計つている。

この水源涵養もおびやかされたことがあつて、かつて、明治二十二年四月の新愛知第一九四号第一九五号の雜報欄に、矢作川に接する官林八百四十町歩払下げが報ぜられたので明治用水の連合百カ村井組惣代は驚いて、この中止を愛知県大林区に再三歎願して、中止の目的を果して、水源地林の荒廢することを防止し、なお、今後払下の場合には相談の上でという確約もとつた。

水源流域に植林して水源を涵養する方法を現在ではさらに一歩進めて、水源専用のダムを建設しようという計画が進められている。

(四) 用水取入口の改造

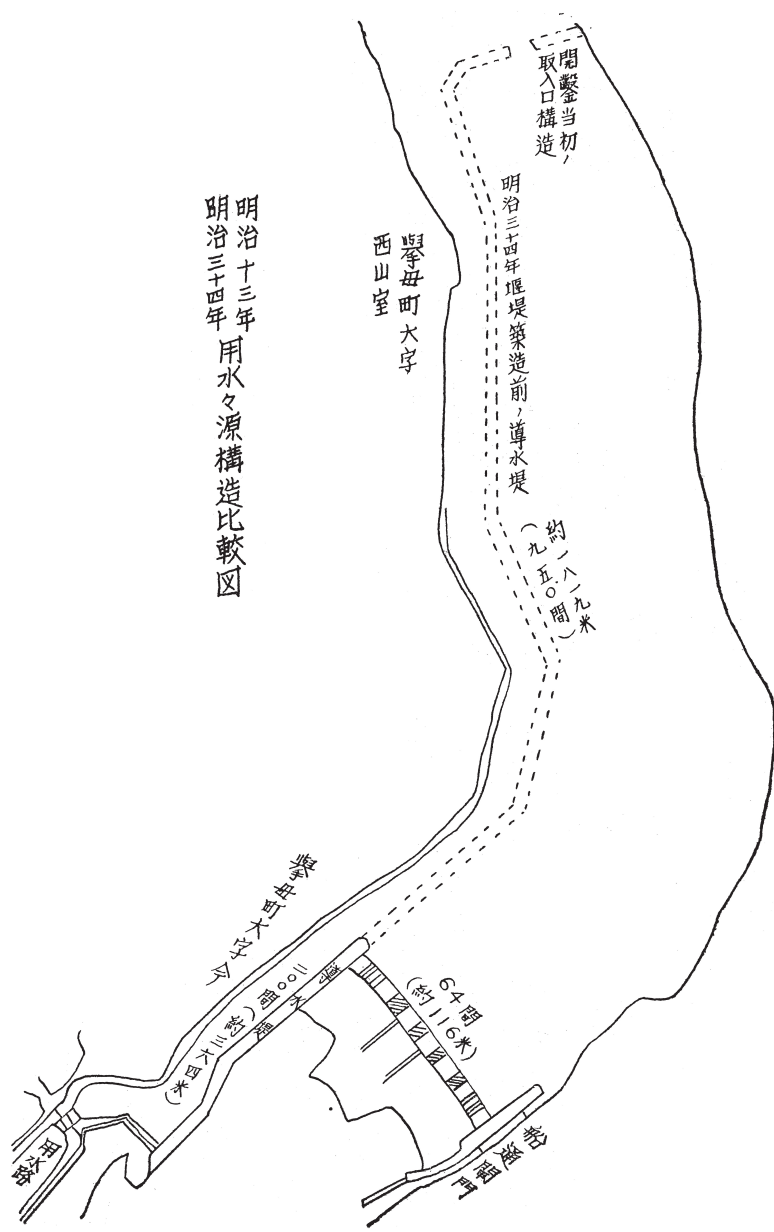
用水取入口の構造形式によつて、用水路を通る水量が左右されるので、取入設備の構造の形式は十分



明治用水取入口の遠景

研究されねばならないものであり、またその取入口の位置によつて差が生ずる。

明治十三年の時に構築されたものは現在のとは違つて、たゞ導水堤を川中で上流に向つて、長さ約一八一九米（九五〇間）の土堤を築いて水を取入れるのであるが、洪水のため破壊され易くしかも早ばつの年などでは、矢作川の全流水を取入れなければ、不足である程のこともあるので、この形式ではそれができなかった。また上流の挙母町地方の低地は、この導水堤の先端で、一時矢作川を遮断し、水位を高めるため、夏期にはいつでも稲の水腐があつて問題となつていた。そのため用水の利便を増すということと災害を免れる二つの



目的で、取入口設備の改築が要望されていたので、明治三十三年七月、県庁の指示計画に従つて、矢作川を横断し、回転構造をもつた杵樋の操作によつて全流水量を堰止めることができるので、横断堰堤で水位を高めて用水路注入の便を図る築造工事を県に申請して、翌三十四年二月に許可を受けた。組合工費三三、八〇〇円で長さ約一一六米（六十四間）の堰堤と長さ約三六四米（二〇〇間）の導水堤が、宇品築港によつて有名になり、水利工事の権威であつた服部長七によつて請負設計された。當時はコンクリートは、まだできておらず、いままでの漆喰に特殊な処理をほどこし加工した人造石で構築された。

矢作川の流水量の少い年には、横断堰堤の回転杵樋を締切つて、全流水量を導水路へ流れ入らすことのできる構造を許可された。この取入口の形式のために、前にあげた下流用水とのいろ／＼な交渉があるが、現在新しい国土計画に従つて、水源取入口が国家の費用で、再構築が考えられている。

(四) 悪水の利用

用水路からの漏水、低湿地の湧水、旧溜池（用水開通後不用になつて開墾された池）への流水等をそのまゝにしておく、悪水となつて農作物に害になるばかりでなく、旧安城の一部分のように、雨天が続くと、家屋に浸水を見ることにもなつた。これからの漏水、湧水、流水を一定の水路を掘つて集

めれば、灌流に用いることができ、本来の用水が豊富潤沢になつて、放置すれば悪水であるものが、転じて益水になるので、早くからこの悪水の処理利用に注目されていた。

明治三十七年に安城在の追田悪水利用がはじまりで、それ以後現在にいたるまで多くの悪水利用に力が注がれている。

初期の悪水利用は、悪水进行处理して用水を潤沢にすることが、利点であるとされていたが、現在ではそれのみではなく、さらに積極的な考えであつて、溝口農学博士の如きは、いわゆる悪水は、直接に川水を引いた用水よりも、水温が高いので、直接引水よりも稲作に良い結果をもたらすから、決して悪水ではなく、利用しないためであつて、今後はますます悪水の処理利用に力を尽すべきであると説いている。

3. 用水と他の産業との関連はどのようなものであつたか

河水を利用するのは農業の灌漑だけでなく、水力発電・交通・漁業・工業等いろいろ関連する。このため明治用水は同じ矢作川を利用する他の事業とも交渉を持ち、その利用の方法に矛盾のないように協調を行っている。

(一) 明治用水と水力発電との協調

河川に水力発電事業はつきものであるが、用水事業と発電事業とは、その水の使用方法、時期を異にしているためにその分水設備を完全にし、分れ場所、水の使用時期、使用量等をうまくしなければ、うまくいかないのであつて、いままで日本にあつては、紛糾を引き起す危険が非常に多かつたのである。矢作川も明治四十年ごろ、日英水電株式会社が、枝下用水路を兼用して発電事業を計画したが、会社・明治・枝下両用水の三者の間に、協定がまとまらなかつたために中止された。又後になつて、三河水力電氣株式会社が、ふたたびこの計画をたてたが、当初は両用水の間に多くの論議がくり返され、それと同時に明治・枝下両用水合併問題も伴い、実現が危ぶまれたが、両用水管理者・組合幹部の穩健な誘導と、組合員の理解協力とによつて、全国まれに見る模範的な協定が結ばれ、近代産業の原動力である発電事業が実現された。

ダムは舊枝下用水取入口のや、下流に当る西加茂郡猿投村越戸に建設され、堰堤の長さ約一二〇米、水平面上高さ一六・二三米峽谷に出来た湖は、山の影を写して今は勘八峽と呼ばれる観光地帯になっている。水は約六〇〇米の導水路を下つて、発電所の上に達し、調整水槽の分水設備で発電と用水に分れる。このため枝下の用水の取入口は六籽ばかり下流に移つた。

越戸発電所の概要

有効落差 V18.14 米 (最大水力時)	
使用水量 (最大) 1.835 個	
現有馬力 12.220 馬力	
発電力 (最大) 7.500K.W.	
堅	軸 6.500 馬力の水車二台運転

(野間氏著)

これによつて旧枝下用水は、いままで取水施設が不完全であつたのが、新に完全な堰堤、貯水池を発電所と共有出来ることゝなつた。そして大正十年（一九二一年）に三河水力協定書を取交し、いままで灌漑に利用していた水量を確保した。下流に水源地を持つ明治用水も同時に三河水力と協定を行つたが、その後旧枝下用水と合併してから、昭和二年（一九二七年）に新に明治用水組合と発電会社との間に協定書を取交し今日に至つている。

協定の内容は灌漑と発電に利用する水の分配が中心であり、まず旧枝下用水と発電所の分配割合は表の通りである。この全流量から旧枝下用水の引用水量を差引いた水量が発電に利用され、流れて明治用水堰堤に来るわけであるが、さらに明治用水がその分水量の増減を要求する場合、三河水力はいままでの施設で取水した最大量を限度で承認すること。

明治用水は発電所取水量調節について、灌漑に支障のない程度で承認すること。

たゞし六月十日より九月十日に至る灌漑期間中、明治用水取入口の水位二米（六尺）以下の場合には発電

用の方面に重きがおかれて、他の地方に見られるような農民の要求をぎせいにするということはなく、
 発電・灌漑は、もつとも好ましい協調を行っている。

明治用水、三河水力分水割合

矢作川全流量	旧枝下用水の 引用水量	発電に供し得 べき水量
400 個	103.5 個	296.5 個
600	123	477
800	142.1	657.9
1000	160.1	839.9
1200	175.6	1024.3
1400	188.3	1211.7
1600	197.6	1402.4
1800	204.2	1595.8
2000	208.4	1791.6
2200	210.3	1989.7
2400	210.5	2189.5

用水発電所関係記録（用水組合所蔵）

所は使用水量調節をしない等の事項
 がきめられた。

なお旧枝下用水と発電の分水設備は
 よくできていて、自動水量器と自動
 的浮動開閉器があつて分水門が機械
 的に操作されて、流量の増減に応じ
 協定の一定流量を発電と灌漑に放水
 するしかけになつている。以上の協
 定によつて今日まで、両者の間に紛
 争を起したことは一度もなく、また
 協定の内容もいままであつた農業利

(二) 河川漁業・交通との協調

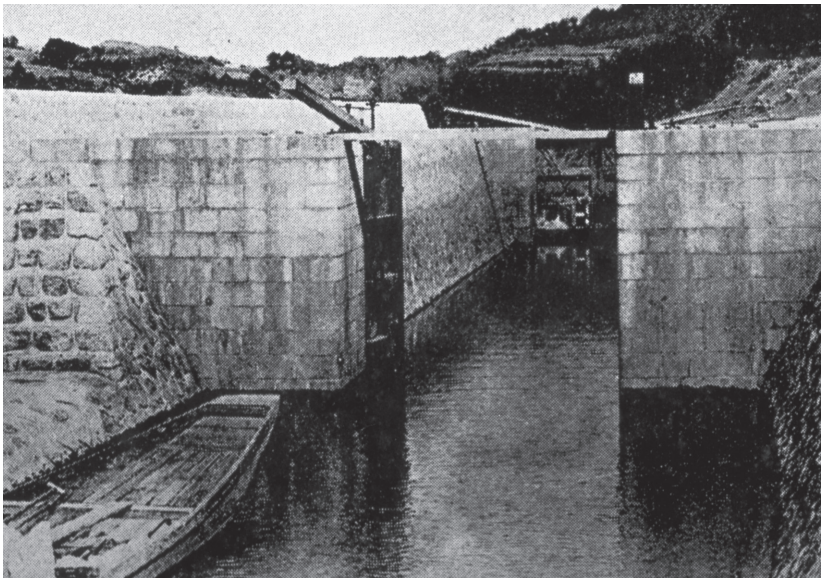
矢作川の漁業はあゆ・うなぎなど昭和初めごろは約六千貫の年産額があつた。用水は夏大量の水を取入れ、また水源地で堤堰が河をせきとめるため、魚の生育に支障をきたす。このため水源地に傾斜をゆるくして水を流し、魚がさかのぼれるように「魚梯」を設けた。これは堰堤の中央に二個あり、傾斜二十分の一、元口一・八二米、水流の長さ二七・三米の間に千鳥狀の割石を入れて、魚ののぼる時期に水を放流している。また昭和四年矢作川漁業組合設立の時に、河川養魚保護のために寄附金等をしてその協調は円滑に行われていた。

また河川交通は、昔から物資の運搬に盛に利用され、木・竹・石材等が下流へ、綿・肥料・食糧品・雜貨等が上流へ運搬され、筏流しも多く、米は百俵位積める川舟が白帆をあげて上下していた。明治用水ではこの交通を妨げないように、早くは明治十七年に船通樋工事を行い、明治三十四年堰堤構築の時も、その東端にパナマ運河のような閘門式の船通しを作った。これより舟や筏は、約二〇分を要して、上下し自由な航行が出来た。

しかし近年電車とトラックの普及によつてしだいに河川交通は減少し、昭和十年ごろからは使用しないようになつてしまつた。

(三) 水車・發電の用水利用

明治用水の水路を流れる水は、もっぱら灌漑に利用され、現在他の産業にはほとんど利用されていないが、以前は水車動力のために相当に利用された。これは、用水開通によつて当地方のいたる所に落水が生じ、一方米作の増加によつて需要がふえたためと見られる。用水組合はこの需要に応じて、明治四十年に灌漑期間外も一合を超えぬ程度で水路に通水をはじめた。水車の利用は一般に小規模なつき臼・ひき臼が多かつたが、当時綿作が行われていたためにガラ紡工場もあり、製糸・織布・製板等の小工場もさかんに利用したようである。組合は用水の使用料金を規定して徴集した。しかしこの水車動力

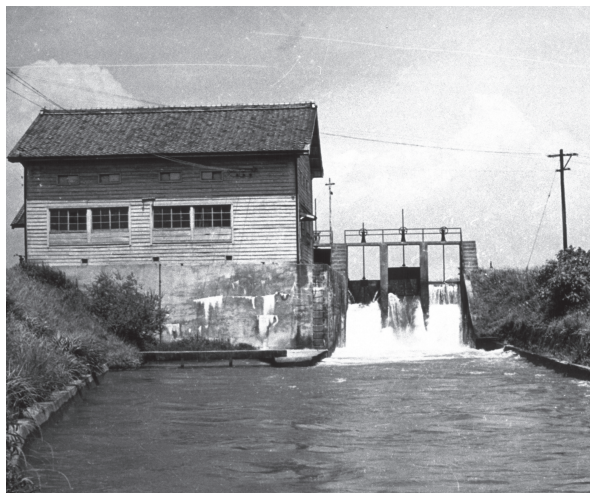


パナマ運河式の船通樋

は第一次世界大戦ごろから、電動力の利用が発達したため少くなり、昭和の初めごろにはほとんどなくなつてしまつた。

明治用水発電所

明治用水は洪積台地を流れるため、水路の処々に急流ができる。この水路の落差を利用して自家用水力発電を行い、その電力を利用して灌漑のための揚水を行つている明治川耕地整理組合連合会の事業は、近代的、合理的な農業経営の模範として注目されている。はじめ碧海郡矢作町長瀬山耕地整理組合では、用水灌漑の不可能な不毛高地を開墾して水田とするため、揚水機を運転して灌漑しようとした。ところが揚水機運転の電力料金のため費用がかさみ、一方同地区内に明治用水の灌漑地が点在しているため配水料金分擔の割当を決定することが困難で、計画が行詰つた。そこで明治用水組合当局としばぐ協議した結果、用水路の落差に着眼し、これを利用して電力を得ればわずかの配水料ですむ結論をだした。



明治用水発電所

明治川耕地整理組合連合会事業概況

発電	使用水量	9.56 立方米
	有効落差	4.14 米
	発電力	291.29 K.W
	正味馬力	390 馬力

揚水灌漑	地区	配線路	揚水量	揚水機馬力	灌漑面積	組員
	長瀬山	2.07 軒	26 個	150 馬力	120 町	600 人
	花園	3.51	5	60	50	245
	堤	4.56	89	85	70	320
	合計	10.14	399	295	240	1.165

たま／＼隣村高岡村花園及び堤両耕地整理組合も高地開墾の目的で、計画していたため、これと提携して三組合共同で統一計画をたて、明治川耕地整理組合連合会を組織した。かくて上郷村広畔新郷に明治用水発電所が昭和十一年につくられ、電力を三個所の揚水所に送つて揚水機を運転し、合計約二四〇町歩の荒地を新に開墾灌漑した。その事業概況は上表によつて知ることができるが、いままでの用水路の水量にはすこしもさしつかえなく、二重三重の利益を得ており、人々の協同による水と土地の利用の理想状態ということができ

る。このような用水の発電利用について用水組合では、さらに今後水源地堰堤の再改築の時に、灌漑期間外に堰堤を流れる落水を利用して組合事業の発電を行い、途中水路の落差利用の発電を考え、電

源を獲得して、組合員内の農業電氣需要にやすく供給しようと計画をたてている。

三、明治用水はどのような恩恵を與えているか

1. どのように開拓はすすんでいったか

(一) 開こんと土地改良

いまこの地方を歩いてみると、ゆるやかな起伏をもった洪積層台地は、見渡すかぎり稲穂の波うつ水田で、そのところどころに、松の木の立並んだ小さな草地が点在して、田に働く人々の休み場になっているのに氣がつくだろう。今は昔、用水開発以前の小松林、すゝき野原を物語るわずかな名残である。このように用水の力は、地表の景観をすっかり改めてしまったのである。

しかし、この変化は一日にしてできたものではない。そこには働く人達の、文字通り汗と血のにじむ開拓の努力が続けられていったのである。

開拓の歩みは、用水が開通した年からはじまった。開こんにもつとも苦心をしたのは、いままでの山林原野であつた。このような土地は、封建時代には村人の共有で、草刈や薪とりの場になつていた。生産の低い土地で、維新後多くは官有地となつたものである。民有地になつたものも、山林の売買価

格が平均一反歩五十錢だつたといわれる。人々は年期をきめて、開こん試作を役所に願いでて、努力して水田として、払下をうけて自分の所有にしていつた。また以前は、天水灌漑のため無数の溜池があり、中には面積数十町歩に及ぶものもあつたが、そのほとんどは不用となり、ことごとく開拓されて水田となつた。そのうち、敷地反別四八八町歩は、用水工費を出した五人の人々にその功績に報いて無償で交附された。またいままであつたやせた畑は、水を入れてたゞちに水田に転換した、溜池の水を引き井戸水を汲みあげて灌漑していたいままでの田は、用水によつてかんばつの心配がなくなつた。用水開通四年後の明治十六年（一八八三年）来の灌漑面積表によつて、当初の開拓状況がほゞ想像できる。

その後現在に至るまでの灌漑総面積の増加の模様はグラフによつてほぼ知ることができる。その初期においては、明治十五年（一八八二年）までに古田配水がほゞ終り、二十年（一八八七年）ごろまでは、山林原野の容易なものが多く開墾され、以後それが困難となつて畑地の水田転換が多くなつた。十七年（一八八四年）には矢作川に架橋して水を渡し、対岸幡豆郡に灌漑したため前年より五五〇町歩余もふえた。また日清戦争後の開墾にたいする需要もふえたので、三十三年（一九〇〇年）に用水取入口に堤堰が築造されて水量が増加したため、開拓も進んだ。この間幹線水路から支流小水路が開

明治 16 年（1883 年）配水反別

古田で灌水の利を受けたもの	19.331.8	反
従来の畑が水田に転換したもの	8.137.4	
山林原野を開こんしたもの	11.298.6	
従来池・井戸で灌漑していたもの	967	
溜池の床地を開拓していつたもの	4.585.7	
合 計	4.3450.4	

かれ、全配水地域にわたつて網の目のように水路が普及していつた。このようにして、明治四十年（一九〇七年）ごろまで毎年百町歩内外の増加を見ているが、それ以後は増加が少くなつてゐる。大正十五年の急激な増加は旧枝下用水と合併したためである。その最高は今次大戦直前で面積約一〇、四〇〇町歩に達し、区域は三郡十六町村一一七大字にわたり、開発当時の三倍近くにまで発展した。

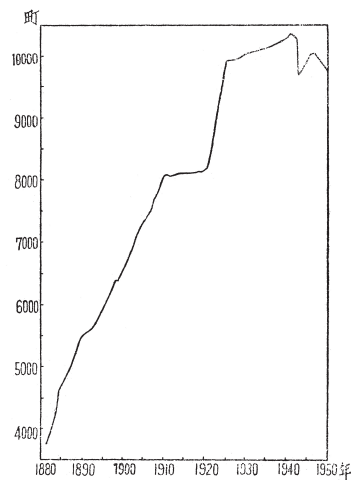
昭和十七・八・九年に減少したのは、戦争によつて広大な田畑が軍用地になり、また勞力不足で耕作者が減少したためである。この傾向は二十年を最低として戦後軍用地が再開墾され、しだいに増加して戦前の状態にもどりつゝある。しかし二十三年を境としてまた減少しているがこれはいままです水路・道路・畑宅地変換によつて、実際の耕地面積よりは減少していたが、そのまゝ配水台帳が訂正されずに放置されていたところが、二十三年度から地主に代つて直接耕作者が配水料を納めるようになったため、正確な配水面積を出して訂正したのである。こ

れは一面日本農業の新しい転換の方向を示すものであると
見ることができよう。

灌漑面積の増減は、その時代の社会状態と密接な関係があり、また農業経営の形式と発展の方向が意味されているわけである。

このように用水の開発によつて耕地は増加して行つたが、しかしたゞ開こんして水を通しただけでは米はできない。ことに配水地の地質はほとんど洪積層で、重粘な有機質に

乏しいやせ地であつた。このため開こんの初めごろは、田の草取をするとき指先から血が流れ、秋の收穫に入つても稲刈をする価値もないような苦しみと歎きが続いた。土地をたゞで貰つても、開こんすると、家産を潰すといわれた所もあつた。開こんに続く仕事は地味の改良である。そのため農閑期に岡崎などの市街地から塵芥を車で運んで堆肥とし、あるいは矢作川沖積地の土を運んで客土とし、牛豚を飼つて厩肥を作り、その外各種の肥料に人知れぬ研究と努力が続けられた。それは骨の折れる長い仕事であつて、人が一代二代とつづいて行われ、そして現在なおつづけられ、改良と工夫が考え



(明治十三年—昭和二十五年)
灌漑面積の増加グラフ

古田と新田の比較大正 3 年-9 年 (1914-1920) 7 カ年郡内平均
—反歩当自作所得—

	収 入		支 出							差引所得
	收穫高	収入金	公 課	配水料	種苗料	肥 料	備人給食料	農具其他	計	
古 田	合	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
	2.326	57.65	3.16	0.55	0.57	13.93	9.61	1.95	29.77	27.88
新 田	2.269	56.34	1.47	0.69	0.58	15.29	9.64	1.92	29.59	26.76
新 田 二毛作	3.096	55.63	1.54	0.69	1.59	24.59	16.36	2.70	47.47	28.16

(愛知県三大用水地価修正沿革史 P.142)

られている。

その結果、開拓地と古田を比較すると、大正初年ごろにはつぎの表にあらわれるように開拓地の方が肥料を多く要するが、地租が安く、收穫量はやゝ少いが二毛作が簡単にできるために、所得はほとんど同じになるまでに向上した。

この開拓地の地租負擔の軽かつたことは、大きな強みで、土地の改良と以後の農業発展のための、有利な原因のひとつとなつていつた。

(二) 農村社會のうつりかわり

小作料・肥料の重い負擔のため、村の行詰りはしだいに深刻となつて來た。ことに第一次世界大戰以後は、農産物の価格が下落して、この地方の農業經營に大きな打撃を与えた。

統計によつても明らかのように、大正十年（一九二一年）は非常な豊作が期待されていたのに、九月

碧海郡米作統計

年 度	作付反別	收 獲 高	価 格
大正 9 (1920)	反 15.659	千石 329.	千円 14.239
10 (1921)	15.759	180.	5.214
11 (1922)	15.685	365.	9.817
13 (1924)	15.714	344.	11.033
15 (1926)	15.631	290.	9.622
昭和 3 (1928)	15.578	310.	8.322
5 (1930)	14.829	371.	6.441
7 (1932)	14.977	321.	7.284

(青 木 氏 著)

に入つてこの地方に、突然はげしい雹ひょうが降つた。そのため收穫は例年の半分、価格は前年の約三分の一というひどい凶作となつた。その上続いて翌十一年（一九二二年）は全国的にまれな豊作の年であつた。

稻穂に喜びの声があがり、村に

祭のはじまるころ、農民は昨年になして悲嘆の涙にくれた。

豊作饅飢―七月には東京米相場が石当り四〇・六四円であつたが、收穫販売期の一二月には、二七・

三三円にまで暴落してしまつた。農家収入は、その年の三十六万石余の米価格を大正九年（一九二〇年）度の価格と比較すれば想像できよう。

このように一般的農村不況に加えて、凶作と豊作饑飢の二つの苦難を経験して、この地方の人々はわが国の農村の歩んできた米単一作（米ばかりをつくる）の弊害をしみぐと反省し、今後新しい農業経営に対する自覚を深めたのである。

ではいままでの農業の弊害はどこにあるか、將來の農業はどうしたらよいであろうか。

まず米作中心の農業の弊害をまとめてみると、

（１）小規模な農業では、家族の労働を利用するわけであるが、それは老若男女といろいろであるから、単一作だけではこれをうまく利用できない。

（２）農作物は季節のものであるから、単一作は、農繁期・農閑期の差がありすぎ、農閑期はすることもない失業の状態で、一年を通じて労力を十分利用できない。

（３）凶作、価格の暴落のように、一度水害・旱ばつなどの自然的打撃にあうと、農家の経済は致命的となる。経営規模は、他の地方と比較すればすこし広いが、耕地面積をこれ以上ふやすことはできず、小農の経営では人をやうこともできない。いきおい少人数の家族の力で小面積の耕地から最大

の効果を生みだすための合理的な農業経営をしなければならぬ。碧海郡農会は、大正十二年（一九二三年）、十三年（一九二四年）の二カ年に、郡内六十戸の農家をモデルとして、農家経営講習会を開いてつぎの結論を得た。

（１）小面積で多くの収益をあげるには、園芸の作物を主とし、これに小動物（豚・鶏）を適当に配合すればよい。

（２）少人数で、多くの収益をあげるには、稲作をなるべく多くし、養鶏または養蚕を適当に加え、これに大動物（牛・馬）を加え、さらに園芸作物または農閑期に適当な副業を配合しなければならぬ。これが、いわゆる「多角形農業」と呼ばれた新しい農業経営で、これより計画は着々と効を奏して実現していった。

しかしそれが実現するためにはいろいろな条件が揃わなければならない。この地方において新しい農業経営がとくに大きな成功をおさめたのはなぜだろうか。以下その原因を考えて見よう。

（二）明治用水と開拓精神

それにはまず、この土地の人々の、伝統と環境によつて養われた独特の開拓精神をあげることが出来る。

その第一は**勤勞精神**である。用水開発以前の遠くはるかな昔から、人々は不毛の荒地と水の不足という自然の悪い条件とたゝかつて、言葉にあらわすことのできない苦勞をなめて、不屈の勤勞精神を養つてきた。そして用水開発後開こんと地味改良のために長い忍苦が続いた。二代目・三代目になつて実を結んだと人々は回顧する。この勤勞精神によつて、人々はさらにあらゆる余暇と余力を善用し、一年を通じて農閑期のないように、新しい農業経営を推進させたのである。

その二は**自然の利用**である。困難な自然の環境の中で、人々は自然をどのように開発して人間の生活にふさわしいように、人間の福祉増進に役立たせるかという経験と態度を養つてきた。それが古くは彌厚翁以来、いくたの先人の努力となつてあらわれ、実現して明治用水となつた。このことは、人々にさらに大きな勇氣と激励を与えた。人々は朝に夕に、その恩恵に感謝しながら、その教訓に学んだ。土地の高低に応じて巧妙な水路網を作つて灌漑し、地味を改良し、地質にあつた作物を選び、水路の落差を利用して發電を行つた。新しい農業経営は自然を高度に利用した賜である。

その三は**進歩主義・合理主義**である。一般農村は伝統的保守的な傾向が多い、開拓者の人々には、いたずらに慣習にとらわれない、合理的・進歩的なすすんでやる一面があつた。科学の成果をとり入れる点では常に他に一步を先んじて、学界で発表されていいと思われることは、すべて実際に試みる

という態度があつた。試験場や学校の指導を積極的に受け入れ、新しい農作物を試作し、品種を改良し、農具を改善し、機械力の利用もいち早く普及した。それは今もこの地域の人々の誇である。

その四は**協同主義**である。この土地では用水なくして農業がなりたたない。用水は動脈のように人々の生活を統一支配する。こゝに人々は共存共栄の道を学んだのである。新しい農業経営である産業組合活動がこの地方にことに發達したのは偶然ではない。人々は個人の対立をすて、村々に組合を作り、さらに村々の地域的対立をすて、組合の連合会を作つた。網の目のように広がっているが、もとは一本の明治用水によつて生きるこの地方の人々には、より大きく協同しなければならぬという態度があつた。以上見たように、この地方の人々の思想や態度に、用水の及ぼした感化の力が感ぜられる。用水はこの地域に住む人々の精神を陶冶したということができると思う。そして、それが以後の農業の發展にも、有力な精神的基盤となつたのである。

(三) 明治用水と作業の合理化

一般に稲作は耕土・植付・收穫・手入と、細かいそして激しい労力があるのであり、機械化が困難である。そのため農繁・農閑の差が極端で、農繁期には猫の手もかりたいといわれるぐらい忙しい。わが国農業の欠点の一はこゝにある。この点この地方では、用水を利用するために作業が比較的容易で、

無駄な労力を節約することができた。これこそ多方面の合理的経営ができるようにさせた主な原因の一である。

まずこの地方一帯がほとんど平坦地であるために、利点の大きいことは三河北設楽郡の山間部農村と比較すればよくわかることである。

毎年、田に苗が成長するころ、水源の樋門は開かれて一万町歩に近い田に一斉の水がやつて来る。

人は必要な時に、必要量の水を簡単に得られる。水車・つるべ等の灌漑のための労力はまったく省かれ旱ばつにたいしてはもつとも安全である。また冲積平地によくある冠水の被害もほとんど無い。このことは水田ばかりでなく、畑作についても可能で、果樹園に灌水するなどがその例である。

また排水の便がある。稲穂が色づくころ水門が閉されると、台地であるため、田面はすべて乾上つて畑と変らなくなる。春の耕土・秋の收穫には泥に膝を没する苦労はなく、田の中に機械を据えて脱穀し車を入れて運搬できる。このような田は裏作にもつともよく、麦・菜種・れんげ等が栽培され、冬季遊んでいる田はほとんどない。碧海郡の耕地利用率が

昭和 22 年度 碧海郡耕地利用率 (1947 年度)

(作付延面積 ÷ 経営面積)

	田	畑	合計
愛知県 平 均	144	176	156
碧海郡 平 均	152	195	162

(愛知県統計書)

高いのはこのおかげである。

また灌排水の便利のために、田を畑に変え、畑を田に変えることが簡単にできる。明治後期綿作が行きつまると、多量の面積の綿畑は、ことごとく水田となった。養蚕が有利になると水田が桑畑になった。水田が果樹園、西瓜畑となったのも多い。

また開拓地であるため、一枚当の耕地に通ずる道巾も広く、人車・畜車を入れるに便利で、耕作・運搬の能率をあげている。ことに新しくできた開拓村の特色は、耕地が住居の周囲に集中していることで、農耕を行うのにもつとも理想的な状態である。

このようなよい点をさらに推進するのは、耕地整理事業である。これは明治三十三年（一九〇〇年）に郡内六ツ美村で県下最初に行われ、以来各地に組合ができて、農民の共同事業としてしだいに盛んになった。事業の内容については、耕地の交換分合を行って区画を整理し、水路をよくし、道路を改修して車の便をよくし、水のとぐかない高地には蒸氣力、後に電力の揚水機をおいて開こんをすゝめ水の多過ぎる低い地には水路をつくつて悪水で排除した。開拓がおくれ、土地の高低の大きい高岡村などのように、大正七年（一九一八年）開こん助成法が定められてから、補助金を得て、開こんの進んだ所もある。

たゞし、配水中心部では開拓地で当初その必要が少かつたためか、耕地整理が進まず、現在耕地が区々で水路もまがりくねつていて相当の不利を感じていることは、用水にとつて将来に残された問題である。

2. 農業の教育と研究はどのような影響を及ぼしたか

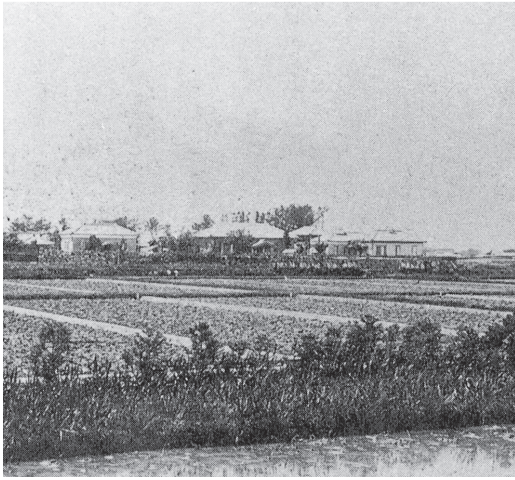
明治維新後、新しい日本の発展にかゝわらず、立遅れによつて行きつまつた農業を近代化し、新しい農村を興すためには、教育と研究と指導の力にまたなければならなかつた。用水開発後この地方が有望な発展性をしめしたため、愛知県下における農業研究と農業研究中心機関が、いち早く安城に設置され、地域社会に感化と指導の力を及ぼしたのは、用水の開さくと共に何といつてもこの地域にとつて大きな幸福であつた。それとともにその指導の任に當つた人々の中には、日本農業の歴史に記念すべき偉大な人物があらわれ、碧海農業の恩人として民衆から敬慕されていることを忘れてはならない。

(一) 愛知縣立農事試験場と岩槻^{いわつき}信治氏

安城には明治二十九年（一八九六年）に農商務省の農事試験場東海支部が設置されたが、三十六年（一九〇三年）にこれが廃止されたので、その後^に当時清洲にあつた愛知県農事試験場の種芸部が移されて分場となり、米作地帯中心部の特色を生かして米・麦の品種改良を研究の中心として、以来愛知県

農業研究の中樞機関として大きな役割を果たしている。

事業の内容は大正二年（一九一三年）養蚕部を県立養蚕試験場に、大正十五年（一九二六年）畜産部を県立種畜場に移したが、その外は品種の改良・土壌肥料の分析・病虫害・各種器具の改良・果樹・農畜産加工・山村開発・不良土改良・促成栽培等、あらゆる農事に関する研究を擔当している。



愛知県立農事試験場

究を授け、地方農村に優秀な中堅指導者を送り出している。その事業は全県的なものであるが、地許の農会・組合・学校とも密接な関係を保ち、郡内農民は、その試験研究の結果を直ちに地許の耕地に適用することができると、この地方の農業の科学的進歩に大きな影響を与えた。試験場の存在と共に忘れてはならない人に、岩槻信治技師がある。氏は山崎校長の高弟として明治三十九年（一九〇六年）安城農林学校を卒業し、直ちにこの試験場へ奉職して以来、四十余年の一生を米・麦の品種の改良に

捧げ、一身の榮達を求めず、地味な、しかも農民の生活にもつとも大切なこの農事の研究を黙々と続けた。その努力は報いられて、全国農家が切望して止まなかつた多收品種「千本旭」、愛知旭、等の旭系をはじめ、外国種との交配でイモチ病に最も強いといわれる「双葉」、酒造米麦では「横綱」、白梅、など、ビール麦に至るまで、五十余種の優良品種が作り出され、現在県下はもとより全国的に奨励品種として拡まつている。また研究のかたわら技術員の養成や農民の直接指導にも熱心に当り、農業の恩人として敬愛された。最近氏の功績を記念して、各方面の農業関係の人々の手で、立派な農業博物館が試験場内に建設されたことはまことに心ゆかしい限りである。

(2) 安城農林學校と山崎延吉氏

明治三十四年（一九〇一年）、安城に愛知県安城農林學校が開設された。もとより愛知県最初の農林學校であるばかりでなく、全国でも最もすぐれた伝統を持つ農學校の一として、わが国の農業教育に大きな影響を与えた。この地方の農業を發達させた力は、最初は明治用水であり、そのつぎが安城農林學校であるといわれた。それは本校に独特の教育方針と活動があり、學校教育がたゞ校内だけに留まらず、広く地域社会を教育する原動力となつたからである。そして初代校長としてこの學校の創立以來二十年にわたつてもり立てると共に、この地方の農業を導き、やがては日本農業の指導者と

して大きな功績を残した山崎延吉先生の存在が、永久に記念されるであろう。

先生は明治三十四年（一九〇一年）本校創立と共に校長として赴任し、以後大正九年（一九二〇年）に至るまで二十年間、引続き在職し、その間固い信念と熱烈な人格とを以て、数多の生徒に大きな感化を及ぼした。



山崎延吉氏

先生は、「教育」とは教えるばかりでなく、生活の才能を育てるに在るとして、自学自治の精神を教育方針の第一に掲げ、勤労精神を養つて個人主義の弊害を戒め、共同一致が成功の基であることを本校教育の基準とされた。このため本校には独特の剛健な自治精神がみ

なぎり、教育内容も主知主義の弊を改めて、学科とともに勤労実習を重んじ、地域と時代の要求に応じて米麦・畜産、とくに養雞・多角的合理的農業経営・治水治山事業等の研究実習に特色を發揮した。

本校を巢立つた生徒は、やがて碧海郡はもとより愛知県の農業指導の中心となつて活躍した。

また先生の信念は、教育活動は単に校内にとゞまらず、広く社会全般を対象にしなければならないとして、学校を地域社会に開放した。これは当時にあつてはまつたく革新的な教育方針であつた。このため先生の教育活動は多方面にわたつたことは驚くばかりで、自ら農村を巡回して講演や実地指導を行い、学校職員もできる限り校外教育に関係させ、校内にしばしば農村青年の会合を開き、また簡単な養蚕実習科制度を設けて一般農民を入学させ、義務教育を卒えた青年のため、青年團の組織・実業補習教育の重要性を強調して、小学校の先生に長期の農業講習会を開き、その結果安城に県立補習学校ができ、大正七年（一九一八年）には全国最初の実業教員養成所（後の青年師範学校・現在の学芸大学安城分校）も設立された。また農会・県農務課とも緊密に提携して、先生が学校にはじめた篤農家懇談会は有名な当地方の行事となり、すぐれた学者・農政家が本校を訪れ、この地方に新しい刺激と感化を与えた。このように行届いた職業教育・社会教育は全国農業教育の模範となり、碧海農業のともし火となつたのである。

先生が碧海郡農業の慈父として仰がれているのは当然である。先生はさらに大正九年（一九〇〇年）校長の職を退いてからは、帝国農会幹事となり、後、辞して全国の農村を行脚して農村更生を説き、

新聞雑誌にその主張を発表し、昭和三年（一九二八年）には碧海郡を中心とする農民から推されて代議士となり、その活躍ぶりは全国的なものとなつていつた。こうして明治用水かんがい地域は自然とよき人を得て他の地方よりとくべつにすすんだ発展をしていつた。

3. 日本デンマークといわれる新らしい農業経営はいかにしてうまれたか

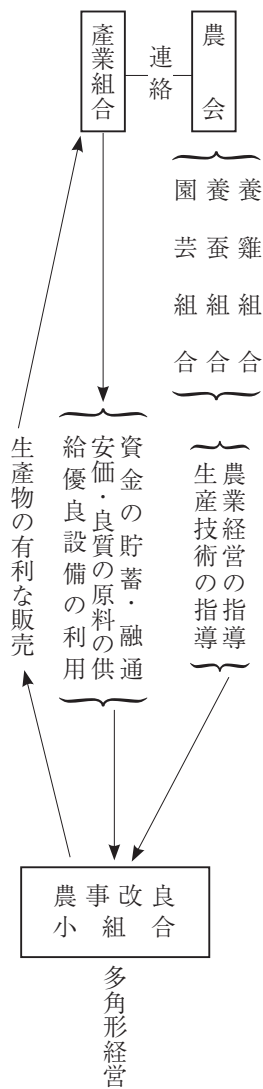
（一）協同経営

碧海郡を中心とし農業が全体としてめざましい成果を収めた原因は、明治用水によつて培われた協同の精神、新しい創造に努力する精神によつていち早くこの「組合主義」の経営をとり入れ、それによつて「多角形経営」を具体的に推し進め、多方面に活潑な組合事業を行つたためである。

農民の組織した団体は、戦時中農業会に統制されるまで、だいたい「農会」と「産業組合」の二系統に分れて発達した。農会は主として指導機関であり、産業組合は主として事業活動の機関である。最初は農会およびその系統下の生産指導の諸組合がつくられ、やがて農村不況の打開策として購売販売事業に着手して、これを産業組合に移し育成していつたのである。一般に他所ではやゝもすると利害相反して対立したこの二つが、この方ではよく提携して農家の福利増進に努力したことも、成功の原因であつた。これは当時碧海郡だけでなく、愛知県の農業指導者の大部分が安城農林学校卒業生であ

るためでもあつた。いま両者の関係を図で示すとつぎの通りである。

(二) 多角形經營



昭和六年（一九三一年）の郡内農業生産額を種類別に見ると、主要なものは、やはり米麦であるが、

碧海郡農産物年産額 昭和6年 (1931年)

種 類	価 格	%
米 麦	5.084 千円	52.1
食用農産物	193	2.0
園芸農産物	1.312	13.5
養 雞	2.319	23.7
養 蚕	842	8.6
桑 苗	14	0.1
合 計	9.764	100

その外にもなお生産物はかなり多方面にわたっている。すなわち碧海郡農業は、だいたい米作を中心として、養蚕・養雞・蔬菜・果樹を配する五角形農業といわれるわけである。しかしその組合せは、後に見るように郡内各地にそれぞれの特産物があつてかならずしも一様ではない。



安 城 町 農 会



碧海郡購買販売連合会附属更生病院

麦作付面積及び收穫高

年 次	作付反別	收穫高	価 格
大正 9 (1920)	4.858 町	73.695 石	1.306 千円
11 (1922)	4.391	56.136	1.707
13 (1924)	3.586	47.704	855
15 (1926)	3.842	59.463	743
昭和 3 (1928)	3.415	51.588	764
5 (1930)	3.365	51.718	601
7 (1932)	3.778	57.970	525

米 麦

米作は前に見たように大正十年（一九二一年）ごろを最高として、以後徐々ではあるが作付面積が減少している。麦作は畑作及び水田の裏作としてもつとも多く栽培されたが、これも表によつて明らかなようにしだいに減少の傾向をたどつていく。そこにも多角形経営への転換があらわれていくわけである。

しかし県下の米作における碧海郡の位置は断然他を圧して第一位で、依然として穀倉地帯の名に背かず、農家収入の大部分をなしている。

園藝果樹

表の果菜類総額の中には、西瓜の外、かぼちや・なす・きゅうり・いちご・しろうり等を含み、果実類にはなしの外に、みかん・もも・かき・ぶどう等を含んでいる。米麦の減少するに反して、西瓜、梨等の作付面積・收穫高等増加の傾向があらわれ、とくに大正十四年（一九二五年）ごろからの増加が著しい。

いままで郡内の園芸は見るべきものがなく、とくに蔬菜類などは大正初年ごろまで農家はほとんど販

果 菜 類 累 年 生 産 額

		大正 12 (1923)	14 (1925)	昭和 2 (1927)	4 (1929)	6 (1931)
総 額		千円	?	897 ^{千貫}	1.096	564
西 瓜	作付面積	115 町	352	303	427	591
	数 量	683 ^{千貫}	2.711	2.852	4.643	3.492
	価 格	160 ^{千貫}	494	687	842	432
トマト	作付面積	0.3 町	5	6	26	43
	数 量	1.4 ^{千貫}	31	46	261	372
	価 格	0.2 ^{千貫}	3	6	32	25

果 菜 類 累 年 生 産 額

		大正 12 (1923)	14 (1925)	昭和 2 (1927)	4 (1929)	6 (1931)
総 額		308 ^{千貫}	245	329	280	299
日 本 梨	収穫高	310 ^{千貫}	518	911	887	1157
	価 格	111 ^{千貫}	137	170	182	227

売を知らぬ有様であつた。たゞ試験場の指導で、南部地方に柑橘類の栽培が普及していたが、大正十二年（一九三三年）一月一日大雪があつて大打撃を蒙つた。

このころから柑橘に代つて、なし・ものの栽培が行われるようになりまた郡の中部以北には西瓜の栽培が盛んになつた。

便がよく近くに都市消費地が新に興つたことにもよるが、栽培者が小組合を組織して、苗の購入・栽

果樹・蔬菜の発達は、交通の

培・防虫・販売等の事業を共同で行つたためでもある。

ことに西瓜は、碧海郡の乾田に適していることが実証され、郡農会は栽培販売方法を改善し、特産地の大和を視察して品種を改良し、水田を転換して作付面積が増加し、大都市に共同出荷して三河西瓜の名を高めた。もつとも盛んなのは安城町で郡内生産の七割を占めた。

〴〵なしは台地で、用水によつて自由に灌漑できるこの地方に適し安城町を中心にして各地に栽培され、二十世紀種も普及して安城梨として有名になつた。専門園芸として農園を営み、成功した人も少くない。もも・ぶどうは南部の明治村に多い。またれんげを家畜飼料、窒素肥料として、水田裏作に栽培することが普及し、上海から中国種をとり入れて品種を改良し、種子は農会・組合連合会で共同販売して県下一の生産を上げた。この外知立では藺草が栽培され、ござ・疊表・花蒔の製造が行われ高岡村などの台地では茶園が多く、組合事業で製茶が行われた。

(二) 畜産

耕地面積が比較的広い当地方では耕作に畜力を利用して労力を節約する必要がある、また厩肥を利用して金肥代金を節約することが農家経済の上からも必要である。こゝに経営合理化のため有畜農業の重要性が認められるようになった。農林学校や試験場、農会等は早くからその重要性を強調し大正十

畜類頭数 累年表

年次	牛	豚	馬
大正 2 (1913)	1.730	227	420
4 (1915)	1.825	428	418
6 (1917)	1.280	579	367
8 (1919)	1.315	1.385	330
10 (1921)	1.433	1.160	286
12 (1923)	1.858	1.915	316
14 (1925)	1.961	2.143	360
昭和 2 (1927)	2.016	2.332	309
4 (1929)	2.349	3.212	327
6 (1931)	2.491	4.460	313

牛馬耕面積累年表

年次	耕田面積	牛馬 耕面積	%
大正 12 (1923)	16.039 町	2.791	17
14 (1925)	16.030	3.900	24
昭和 2 (1927)	16.027	4.170	26
4 (1929)	16.025	4.391	27
6 (1931)	15.964	6.236	39

二年（一九三三年）には岡崎に県立種畜場が設置され、経営方法・品種改良・畜力利用の農具・技術の改善を指導し普及に努力した。表によつてみると、馬は減少の傾向にあるが、牛は大正十年（一九二二年）、豚は八年（一九一九年）から増加が著しくなり、有畜農業の実現に向つている。畜耕も年々普及してきたことが認められる。

この外、養蜂も、れんげ・菜種・果樹等の花を利用して安城附近を中心に行われる。

養 雞 累 年 統 計

年 次	雞 羽 数		雞 卵		飼 育 戸 数	
	成禽数	雞 数	産卵個数	価 格	総 数	内 100 羽以上
大正 1 (1912)	75千羽	24千羽	6.559千羽	131千羽	6.825戸	42戸
4 (1915)	131	79	14.455	272	9.546	191
8 (1919)	142	54	13.264	784	7.449	183
10 (1921)	245	124	20.798	988	10.098	303
11 (1922)	329	120	34.997	1676	10.249	424
12 (1923)	322	98	35.374	1492	10.249	426
昭和 2 (1927)	536	398	58.495	2455	10.901	1.966
6 (1931)	908	246	95.577	2219	7.841	1.502

養 雞

碧海郡は日本一の養雞地といわれた。

しかし、その發達は統計によつても明らかなように大正十年（一九二一年）の米の大凶作以後である。そして以後年々目ざましい發展をとげ農産物統計にあらわれるように農家收入の重要部門を占めるに至つた。この發達は、前述の通り農会の指導と、産業組合の巧妙な經營の賜であつた。

養雞事業の勃興によつて大量の雛の需要が起り、こゝに個人または組合經營で、専門的な人工孵化事業も發達した。昭和七年（一九三二年）ごろ事業場二十五カ所、孵卵機九百台、一カ年の初生雛の孵化数は百五十万羽を越え、年五十万羽乃至七十万羽は県外に移出販売された。

養蚕に関する碧海郡累年統計

年次	桑園反別	收繭量	価 格	飼育戸数
大正 2 (1913)	1.400 町	31 千石	1.420 千円	7.458 戸
4 (1915)	1.491	29	1.017	7.492
6 (1917)	1.863	36	2.517	8.186
8 (1919)	1.971	36	3.681	7.872
10 (1921)	1.491	46	2.276	7.357
12 (1923)	1.829	231	2.362	6.991
14 (1925)	1.875	305	3.015	6.640
昭和 2 (1927)	1.925	317	1.916	7.361
4 (1929)	2.635	447	3.076	7.827
6 (1931)	2.163	321	842	6.763

(大正 12 年迄の飼育戸数・養蚕のみ)

わが国独特の初生雛雌雄鑑別法も当地方に発達し、多くの熟練技術者を出した。また養雞業者のうちには専門的研究をする者も多く、多産雞種の作り出しに努力した。粗食・多濕に耐える三河種はこうして生れたのである。

專業養雞としては高浜町吉浜がとくに有名で、部落戸数約二百戸のうち養雞を行う者百八十八戸、そのうちで千羽以上を飼育する者が二十余戸、年産額三十余万円と言われた。

養 蚕

養蚕は明治初年以來、輸出の増加に伴つて発達をとげて來た。明治二十二年（一八八九年）の大つなみ・二十四年の（一八九一年）の地震によつて、桑園が荒廢して打撃を受けたこともあつたが、海外の需要によつて糸価が上り、農林学校・農事講習所の設置によつて、蚕種改良・蚕病予防等もすゝみ農家に

とつて、米以外では最も重要な商品産物となつていた統計によると、大正十一年（一九二二年）・十二年（一九三三年）ごろから増加の傾向があらわれ、とくに夏・秋蚕を飼う家が多くなつて、生産が上つた。昭和五年度（一九三〇年）には、養蚕戸数は農家総戸数の四〇パーセント桑畑面積は耕地面積の一二パーセントを占めている。たゞし、養蚕県として全国的に有名な愛知県下における碧海郡の位置は中位で、副業養蚕として、一戸の出繭もあまり多くなかつた。

養蚕の発達に伴つて製糸業が発達し、昭和五年度（一九一六年）で、工場数三四九、工員数約七千人を数えた。また刈谷を中心に蚕種の製造が行われ、桑苗生産も多かつた。

たゞ当時わが国輸出の一位を占める生糸は、海外の市価に左右され、昭和六年（一九三〇年）以後はアメリカの不況の影響を受けてしだいに衰えている。

以上五種類に分けて碧海郡農業の多角経営をのべたが、なおこの外米作によつてできるおおくのわらを利用して、縄・むしろ・かます等の加工が一般に行われ、わら箒を特産する村もあり、また牛乳・かん詰・調味料等、農産物・畜産物加工の食品工業も行われ、さらに種々の小規模な副業があつた。

日本デンマーク

安城野の一角、沃野に注ぐ水路のほとりに立つて過去を振り返ると、しみぐと人間のなしとげた業績

の偉大さが偲ばれる。彌厚翁以来一世紀半の歴史がそこにある。自然―水と土地を利用していかに人間の福祉増進に役立たせるかという問題に向つて、数知れぬ人々の努力が捧げられた。荒地に水が注ぎ、稻が実り新しい村が建設された。さらに用水の恩恵、能率的な条件と不屈の開拓協同の精神を基礎にして近代的な教育と指導により、人々の協同の力で、新な繁榮が築かれ、人間の福祉はより一步と前進した。

この地には開拓の恩人を祀る明治川神社をはじめ、用水組合・農会・産業組合連合会・農業図書館・農林学校・組合病院等の農業関係の施設が立並び、さらにどの村を訪れても田舎には珍らしい立派な施設で農会や産業組合が活潑に運営され、村独特の農産物があり、先覚者を讃えた記念碑・銅像が路傍に過去の努力を物語っている。このことを伝え聞いて多くの人々が全国各地から訪れ、〓碧海郡〓の名は全国的なものとなり、〓日本デンマーク〓という名称がいつとはなく高まつていった。その昔、デンマークの国は、数度の戦争に国土が荒廃し世相が行詰つた中から、新しい教育と研究をおこし、その力によつて、産業組合経営と主畜農業経営を発達させて、理想的農業王国を建設し、世界農業の模範となつた。まことに〓日本デンマーク〓の名はこの土地にふさわしい。われ〓はデンマークの歴史の歩みと幾多共通するものを、明治用水の注ぐこの農村の一世紀半にわたる歴史の発展の中に見

出すことができるわけである。

四、明治用水は今後どのような問題があるか

1. 戦時中から戦後、配水地域の農業はどのような影響を受けたか

このように地域社会に非常な恩恵を与え、西三河一帯を近代的農業王国にした明治用水の灌漑地域は太平洋戦争をめぐつてどのような影響を受けたのであろうか。まず第一には農業に従事する人口の五〇%余を占める青壯年層の男子を戦場に工場に、女子青年層の多くを勤労報国の名のもとに、軍需工場へ送り、農業は村に残っている老人婦女子の仕事となり、人手がすくなくなつてしまった。そのため、作付のできない水田さえでき、昭和二十年の統計では、碧海郡だけでも約三町に及んでいるのは、このことを物語っている。

農業労働力不足による植村不能水田（昭和二十年）

依佐美村〇・一〇町歩　桜井村〇・八五町歩　矢作町〇・三六町歩　刈谷町一・二〇町歩

計（碧海郡全体）二・五二町歩

つぎに戦時国策の線に沿つて国民の食糧の確保、国民経済の安定をはかるため、水田には稲・麦畑地

には麦類・甘藷・馬鈴薯・雜穀等の食糧をつくることになり、作付の統制が行われ、その上耕地の施肥量も減少し、いろいろの道具の不足も手伝つて、地力と資本を食いつぶすだけになった。戦争末期に近づくにつれて、ますます食糧のきびしい統制と生産が必要であるにもかゝらず食糧の供出量が次第に減っていることによつても知られる。とくに、海岸に臨んでいる町では、昭和十九年十二月、（一九四四年）翌二十年一月（一九四五年）の三河地方の地震の災害も加つて一層激減していったことが注目される。

第三には、戦闘がはげしくなり本土が空襲下におかれるに至つて、軍需工場の疎開とか、住宅・道路等の建設、さらに軍防衛陣地・飛行場などの新設によつて、耕地が潰されることゝなつた。碧海郡の潰地面積は、昭和十九年（一九四四年）には二百九十二町歩、翌二十年（一九四五年）には二百七十五町歩に及んでいる。

碧海郡の潰地面積

町村名	安城町	依佐美村	高浜町	新川町	大浜町	棚尾町	旭村	明治村	桜井村	六ッ美村	矢作町	上郷村
昭一九	町 〇・九九	一	町 六・五〇	町 四・九〇	町 〇・六〇	町 一・五〇	町 五〇・〇〇	町 五・六〇	町 二・二〇	町 一・〇・五〇	町 七〇・七〇	町 八・二〇
昭二〇	一一・四三	三・二四	三・七一	一	五・三三	一五・五三	八・七四	四・一〇	二・二	一・六六	一四・二三	六・八八

高岡村	富士松村	知立町	刈谷町	計
町 八・二〇	二・〇〇	一・二〇	一二・九〇	町 一九二・二九
一五四・六八	二・九六	一・六二	二・三五	二七五・三五

昭和二十年、碧海郡潰地面積

町村名	工場粘土掘其 他許可したも の	震災地	土地改良潰地	軍用地潰地	其他潰地	計
安城町	町 畝 歩 〇・八五二四		二・二四〇〇			一一・四三〇五
依佐美村	一・〇一一四		二・〇二一八			三・〇四〇二
高浜町	二・八八二一		〇・八三〇六			三・七一二七
新川町	一					一

大浜町	○・〇八〇九	一五・四三二五	二・一二二九	三・二〇〇〇	五・三三二九
棚尾町	○・二〇〇五	一・四二〇二	二・二八一	○・四七二二	一五・五二〇四
旭村	○・三三二〇		一三・三四二四	二七・三八二二	四一・一〇一七
明治村			○・四〇〇〇		
桜井村			一・六二〇六		一・六六二三
六ツ美村			一・六六一三		
矢作町			四・二三〇〇		
上郷村			六・八八〇五		六・八八〇五
高岡村				一五一・七〇二九	一五一・六八二七
富士松村		二・一〇〇〇	○・〇三二四	○・八二一八	二・九六一二
知立町			一・六二〇〇		一・六二〇〇
刈谷町				○・三五二五	○・二五二五

昭和二十年八月（一九四五年）、終戦となつて、国内の経済活動は混乱におち入り、農村の人口も、工場からの復帰、海外からの引揚・復員者・都市よりの帰農者・疎開者の定住等によつて、いちはやく回復し、それと共に、軍用地としての施設もとりはらわれて、再び耕地となつたが、二十一年三月（一九四六年）の預金封鎖とか、全年八月の金融緊急措置令など新しい占領方式として経済統制が進行してくると共に、インフレによつて農家の収入は名目の上では、はるかに大きな金額にのぼるようになったが、実際には収入の増加となつていないために、農村も、また危機にさらされた。こゝに統

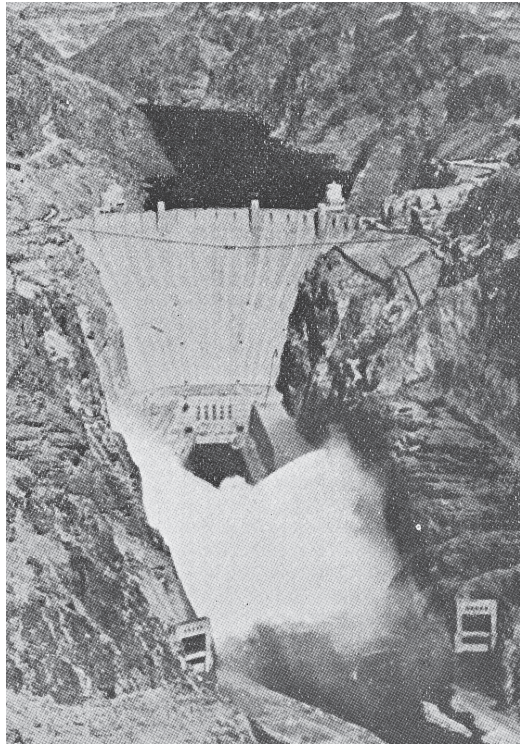
制の網の目をくゞつて、ヤミが行われることゝなつた。

しかしその後經濟九原則にもとづく均衡予算によつて、農村の生産も世界の經濟競走に自力でたちむかわねばならなくなつたのが農村の現状である。

2. 配水地域は今後どのようにすすむべきだろうか

わが国では、農業經營の合理化ということが、近ごろとくに叫ばれているが、このことは、少い費用で、より沢山の農産物を作り出して、より多くの収益を得られるようにすることである。同じ時間、同じ日数だけ働いてもその労働収入が今までよりも増加することである。そのため經營の合理化ということは、農業のみでなく、工業の場合でも同様であるが、それが最近世界の食糧生産がだん／＼よくなつてきた結果、わが国の食糧事情も次第に樂になり、一方戦後のインフレも均衡予算のために終りに近づき、日本經濟もいよ／＼本格的な復興にはいつて來た。いよいよこれからは正常な經濟活動により地道な經營を確立し、さらに外国の農業生産と自力で競走して自ら立つて行くことが必要となつて來たわけである。

このようなわけで昭和二十四年八月（一九四九年）から、新に、〃土地改良法〃土地改良施行法〃という法律が施行され、農業經營の合理化が計画されるにいたつた。



20世紀のピラミッド・ボルダー・ダム
(砂漠の征服 中谷宇吉郎著)

発局 (T. V. A) にみる事ができる。テネシー河はミシシッピ河の東支流で、アメリカ南東部七州にまたがつており、その流域面積は約四万平方哩で、日本の約三分の一に相当している。昭和八年（一九三三年）T. V. Aが創設されたときのこの地域の有様は、浸しよくを受け、見捨てられた土地、不備な住宅、近代的農業機械や設備もない、まつたく衰えてゆくよりしかたのないゆきづまりの状態にあつた。こうした地域にT. V. Aはこれまで全く農業地帯と考えられていたところに、農業以外のい

これからの農業経営の合理化という問題は、広い立場から、国土資源の開発という大きな事業と、関聯して考えねばならない。いや、むしろ国土計画の上に立つた地方の総合開発ということが期待されている。この立場から総合開発という考え方の上から徹底した計画のもとに実施された例を、アメリカのテネシー河域開



T.V.A地域の耕作地

(TVA—民主主義は進展する D.E.リリエンソール著 和田小六訳)

ろく／＼な産業計画が持ち込み、テネシー河には、二十七のダムが築かれ、このダムを中心に、洪水の予防や舟運の改善さらに電力の開発が行われた。電力は化学工場において、この地域の燐鑛と結びついて肥料をつくり、ボーキサイトと結びついてアルミニウムを製造し、肥料は土じょうを肥沃にして棉・煙草の面積をへらして収量をまし、余ゆうのできた土地は牧草その他多角形経営に用いられるという風に、いままでかえりみられないでいた資源をつぎ／＼にめざめさせた。このようにして、この地域ははじめ思いもかけないほどの発展を示した。要するに、T.V.Aの特色は農業のみでなく、すべて地域全体の共同利益の調和的發展のために総合したところに特色があるが、この総合化への努力ということこそ、これから、学ばなければならない点であろう。

たゞここで注意しておきたいことは、このめざましい成果を

あげたT. V. Aをそのまゝ、すぐに日本にもとり入れて総合開発をしたらよいではないかという考え方である。何十というT. V. A式のものが、日本でみな成功したらそれほどめでたいことはない。しかしそれはまず期待できないことである。というのは、T. V. Aは一朝にしてできたものではなくして、T. V. Aの成功のうらには綿密な調査と深い考察とアメリカの国力と、それから一番大切な要素である当事者の意氣とそれらが渾然融合した結果によるものであるからである。

そこで、明治用水のかんがい地域は、これまで、多角形有畜農業の経営と共同経営の発達によつて、日本農業の模範として、日本デンマークの名で知られてきたが、この名にそむかぬものをさらに新しく建設するためには国土開発という大きな立場から灌漑用水事業と、これまでの農業教育の力と共に明治用水灌漑地域に関係をもっているいろいろな産業とが調和的にすゝめられ、水に結ばれた矢作川沿岸地域を一帯とした協同地域社会としての開発に努力しなければならないであらう。

昭和二十五年十二月十八日 印刷
昭和二十五年十二月二十五日 發行

(非 賣 品)

名古屋市千種区城山町二ノ九〇 電千種⁷³四七
編 者 愛知教育文化研究所

愛知県碧海郡安城町
發行所 明治用水普通水利組合

愛知県知多郡大高町字天神一三五
印刷所 三和印刷株式会社

復刻版

発行

令和三年十一月一日

愛知県安城市大東町二十二番十六号

明治用水土地改良区

刈谷市幸町二丁目二番地

株式会社クイックス

印刷所

《正誤表》

この度お手元にお届けしました書籍『明治用水讀本』のびゆく農村の復刻に際しましては、昭和二十五年発行の原本に沿った内容にて刊行しており、当時からの誤った記載箇所が左記のとおりございましたので、ここに訂正してお詫び申し上げます。

頁	誤	正
一一	同じ時代の元禄十四年（一七〇三年）の郡別村名は	同じ時代の元禄十四年（一七〇一年）の郡別村名は
二〇	元治・慶応（一八六四年―一八六四年）のころは安城は	元治・慶応（一八六四年―一八六八年）のころは安城は
二五	文政十年（一八二八年）大浜村・棚尾村・平七村	文政十一年（一八二八年）大浜村・棚尾村・平七村
三三	文久二年八月二十日（一八六六年）七十五才で歿した。	文久二年八月二十日（一八六二年）七十五才で歿した。
三八	◎明治元年六月二十四日	◎明治二年六月二十四日
四〇	小さい時から親戚の伊予田喜右衛門に養われ	小さい時から親戚の伊予田喜右衛門に養われ
四三	公益で与八のために	公益で世のために
四八	当時の日本の状態からいえば、破の格ことであり、	当時の日本の状態からいえば、破格のことであり、
五〇	（幡豆郡十一カ村平坂町寺津町）に灌漑できるように	幡豆郡十一カ村平坂町寺津町に灌漑できるように
八六	そこで明治用水組合当局としばぐ協議した結果、	そこで明治用水組合当局としばぐ協議した結果、
九九	大正七年（一九一八年）開こん助成法が定められてから、	大正八年（一九一九年）開こん助成法が定められてから、
一〇四	先生はさらに大正九年（一九〇〇年）校長の職を退いて	先生はさらに大正九年（一九二〇年）校長の職を退いて

頁	誤	正
一〇九	大正十二年（一九三三年）一月一日大雪があつて	大正十二年（一九二三年）一月一日大雪があつて
一一〇 一〇 一一	大正十二年（一九三三年）には岡崎に県立種畜場が設置	大正十二年（一九二三年）には岡崎に県立種畜場が設置
一一四	昭和五年度（一九一六年）で、工場数三四九、	大正五年度（一九一六年）で、工場数三四九、
一一四	昭和六年（一九三〇年）以後はアメリカの不況の影響を	昭和六年（一九三一年）以後はアメリカの不況の影響を
一二三	明治用水灌漑地域に係をもっているいろいろな	明治用水灌漑地域に係をもっているいろいろな